

令和4年2月16日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
委員長報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
会期の変更	59
理事の退任挨拶	60
閉会	61



秩広組告示第3号

令和4年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月9日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和4年2月16日（水）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場



令和4年2月16日

秩父広域市町村圏組合議会定例会





## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和4年2月16日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 委員長報告
- 第 5 管理者提出議案の報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第1号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第 8 議案第2号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第 9 議案第3号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第10 議案第4号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第11 議案第5号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について



古 屋 敷	光 芳	水 道 局 次 長 兼 経 営 企 画 課 長
新 井 伴 明	濱 田 雅 之	水 道 局 技 監 兼 浄 水 課 長
関 河 緑		契 約 検 査 課 長
町 田 み どり		福 祉 保 健 課 長 兼 会 社 計 課 長
加 藤 好 一		業 務 課 長
新 井 守		総 務 課 長
黒 沢 武 徳		予 防 課 長
田 卷 政 利		指 揮 統 制 第 2 課 長
千 島 武		工 務 課 長
浅 見 修		大 滝 ・ 荒 川 事 務 所 長
井 上 昌 行		横 瀬 事 務 所 長 皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

千 嶋 浩	書 記 長
横 田 真 一	書 記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（浅海 忠議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（浅海 忠議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（浅海 忠議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

2番 山 中 進 議員

3番 黒 澤 秀 之 議員

4番 赤 岩 秀 文 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（浅海 忠議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月18日までの3日間とし、その日程はお手元に配付した日程（案）といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（浅海 忠議員） 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

(引間正人監査委員登壇)

**引間正人監査委員** おはようございます。監査委員の引間でございます。地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は12億1,874万6,004円、水道事業会計の残高は43億2,563万4,792円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長（浅海 忠議員）** 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

**議長（浅海 忠議員）** 次に、議会閉会中の審査事項として議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員会委員長。

(議会改革調査研究特別委員会委員長 黒澤克久議員登壇)

**議会改革調査研究特別委員会委員長（黒澤克久議員）** おはようございます。議長からご指名いただきましたので、これより議会改革調査研究特別委員会委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に係る調査研究の経過につきまして、ご報告を申し上げます。

委員会は、2月4日に開催いたしました。これまで12回開催してきた特別委員会での調査研究項目が多岐にわたっていることから、各項目の進捗状況を再確認するとともに、特別委員会設置当初に予定していた調査項目のうち、まだ調整がされていない項目を重点的に協議したものでございます。詳しくは議会機能強化に関する取組として、メールによる連絡、議案資料等のペーパーレス化及びタブレット端末の議場への持込みについて協議いたしました。これらの項目については、組合を構成する各市町議会において電子データの取扱いが異なることから、一斉に紙媒体から電子データへ移行するのではなく、紙媒体と電子データを併用しながら順次ペーパーレス化が推進できるよう、引き続き調整を行うことといたしました。また、情報公開に係る組合ホームページの充実につ

いても協議をし、閲覧数の実績等を確認し、費用対効果を勘案しながら調整を行うことといたしました。今後とも組合議会をより開かれたものとするため、引き続き調査研究を重ねていくことを申し上げます。委員長報告といたします。

**議長（浅海 忠議員）** 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

#### ○管理者提出議案の報告

**議長（浅海 忠議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### ○管理者の挨拶

**議長（浅海 忠議員）** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

**北堀 篤管理者** 議員の皆様、おはようございます。浅海議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと思っております。本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

皆様ご案内のとおり、去る1月25日に秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書を秩父市と横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬下水道組合で締結をさせていただきました。し尿処理事業の合理的で持続可能な体制の構築、処理の効率化及びコスト削減のために秩父地域のし尿処理事業を統合し、秩父広域市町村圏組合の一事業として処理するものでございます。今後は当組合の規約変更や関係条例の改廃など、具体的な手続に入っております。令和5年4月1日のし尿処理の事業統合に向け、議員の皆様にご協力をお願いさせていただきます。

さて、感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、全国的に深刻な状況が続いております。秩父地域におきましても、1月下旬から感染者が急増し、誰が、いつ、どこで感染してもおかしくない状況となっております。繰り返し申し上げますが、組合の事務事業は、消防救急、廃棄物処理、水道事業など、いずれも住民生活に直結し、かつ欠くことのできない継続が求められるものでございます。住民の安心、安全の確保のため、引き続き秩父地域が一体となって進めていきたいと存じますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたしま

す。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は、5件でございます。

まず、議案第1号の令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましては、歳入では、使用料及び手数料、諸収入の増額と事業費の確定に伴う組合債の減額を行い、歳出では、期末手当支給率の引下げに伴う人件費補正と事業費の確定による減額等の補正を行うものでございます。

議案第2号の令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、収支の適正化を図るため、可能な限り予算額の見直しを実施するとともに、建設改良費について、請負差金による不用額の減額等の補正を行いたいものでございます。

議案第3号は、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和4年度予算の予算総額は、32億7,405万7,000円を計上させていただきました。前年度予算額に対して1,303万4,000円、0.4%の増額となっております。令和4年度では主要事業として、消防本部庁舎空調改修工事、救急自動車の整備、秩父クリーンセンター1号煙道排ガス分析計更新工事、3つの事業を位置づけておるところでございます。

議案第4号は、令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の予定額を、収入額33億2,095万円とし、支出額29億7,893万6,000円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を、収入額27億7,831万5,000円とし、支出額49億6,869万4,000円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和4年度の生活基盤施設耐震化等補助金予定事業につきましては、広域化事業31事業、運営基盤事業23事業を予定しておるところでございます。

議案第5号の埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、本組合が加入する埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいため、地方自治法の規定により提出するものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、市町の3月の議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意いただき、地域の発展のためにご尽力いただくことをお願い申し上げまして、管理者の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

#### ○一般質問

**議長（浅海 忠議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

11番、林豊議員。

(11番 林 豊議員登壇)

**11番(林 豊議員)** 11番、林豊です。通告に基づきまして、秩父地域の水道についての質問をいたしたいと思います。秩父地域は、埼玉県の中でも荒川水系の水源地でありながら、特に我が皆野町等では、大変水道料金の高額なことが有名になってしまいました。県内はもとより全国的にも高額な地域であるということになってしまいました。それらを解決していくことが、我が町等では大変急務であったわけですが、それらいろいろな解決策を模索する中で県水の導入というような考え方がございました。とはいえ、なかなか下に流れた水を川上のほうへ持っていくというのは、物理の法則にも反することになってございまして、いろいろな中で交渉した中で、秩父地域の全体の水道とまとめていけば県水という形にできるのではないかと、またしていただけるような話がございました。そんなことが、この広域市町村圏組合の中で水道事業が入ってきた経緯かなというようなことを私自身は考えておりました。質問は、この秩父広域市町村圏組合の水道の県水化についての見通しについてということが、大きな質問事項でございまして。

まず、3つに分けて、1点、この広域市町村圏組合が広域化ということに至る経緯がどのようなものであったかということ。

2つ目として、広域水道の発足から、現在料金が決まってスタートしたわけですが、これまでの経緯、そして第3番目としまして、一番大事なことになるかと思いますが、今後の見通しについて質問をいたしたいと思います。だんだん事業が進み話がまとまる中で、昨今何となく県水という音が非常に聞こえなくなってきました。この点について質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**議長(浅海 忠議員)** 11番、林豊議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

**柴岡康夫水道局長** 11番、林議員のご質問に順次お答えをいたします。

大きい項目1番の秩父広域水道の県水化への見通しについてのうち、(1)番、広域化へ至る経緯についてお答えをいたします。

近年、国内における水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、高度成長期に大量に建設された施設の更新、地震対策、ベテラン職員の高齢化など、全国的に厳しさが増しており、広域化前の秩父地域1市4町の水道事業においても同様に各団体において様々な課題を抱えておりました。こ



これらの課題に対し、秩父地域1市4町が一体となって対処することを目的に、広域化、事業統合の協議がされることになりました。

まず、きっかけとなりましたのは、平成21年9月に、秩父地域1市4町により、ちちぶ定住自立圏形成協定が締結されたことに始まります。この翌年の22年3月には、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンを策定、水道事業の広域化に向けた検討が開始されております。

時期を同じくして平成22年6月、秩父地域1市2町1組合の首長、1組合は皆野・長瀬上下水道組合でございます、から埼玉県知事宛てに広域的水道整備計画の策定要請を行いまして、翌年、平成23年3月、広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）が埼玉県により策定されました。

同年11月、秩父地域の水道事業者及び埼玉県、県企業局で組織する秩父地域水道広域化委員会の設立を機に、実務担当者で構成する専門部会を設けまして、広域化について具体的な議論が開始されております。

その後、平成26年4月、秩父市の水道部内に水道広域化準備室が設置され、同年8月、広域化基本構想・基本計画策定のための協議が開始されました。

また、同年9月には、1市4町首長会議において、現在の広域化の統合形態についての合意がなされてございます。

平成27年3月には、秩父地域水道事業広域化基本構想及び基本計画が策定されました。このことを踏まえ、平成27年3月30日、1市4町1組合首長により、秩父地域水道事業の統合に関する覚書が締結され事業統合の日を平成28年4月と定め、統合に向けた各種の準備、手続が開始され、平成28年4月1日、現在の秩父広域市町村圏組合水道局が誕生することになりました。

続きまして、(2)、広域水道発足から現在、料金統一までの経緯につきましてご説明をさせていただきます。

統合後の事業としまして、大きく3つの事業に大別できます。1つ目でございますが、広域化後の最大の事業とも言える施設の統廃合を目的とした施設整備事業が挙げられます。統合後、広域化基本構想・基本計画を基本に、橋立浄水場の整備と耐震基幹管路の整備に合わせた横瀬町方面への配水計画、新秩父ミュージックパーク配水池建設関連事業に合わせた別所、久那、尾田蒔、小鹿野方面への配水計画、皆野第一配水池への配水拡大による皆野町、長瀬町方面への配水計画など、施設の統廃合と基幹管路の整備を行う広域化事業を中心に、経年施設の老朽化を抑制する運営基盤強化事業を同時に実施してございます。こちらにつきましては、埼玉県を通じた国の交付金の確保と、構成市町からの一般会計出資金を最大限活用することにより建設財源の確保、それと住民サービス向上のため給水原価の抑制を図っております。

なお、この交付金につきましては、広域化後10年間で交付期限となっておりますので、主要な広域化事業につきましては、期限となる令和7年度末の完了を目標に、職員一丸となって事業を進めてございます。

また、令和元年度におきましては、別所浄水場内をはじめ山間地域の浄水施設等に甚大な被害をもたらした台風19号に係る一連の災害復旧事業、この事業につきましても、国庫補助金、構成市町からの支援により令和3年8月末に完了してございます。

次に、2つ目の事業としまして、統合前それぞれの地区で採用されていた料金表の統一が挙げられます。事業統合の際の覚書には、統合後5年以内の水道料金の統一が明記されておりました。これを実現するべく、平成31年1月より開催した水道事業経営審議会における審議、答申の後、組合理事会における協議、その後の方針決定により、令和3年4月より、統合時基準料金とされた秩父市の料金体系により料金統一を実施しております。これによりまして、秩父市以外で採用されていた基本水量制は廃止されることになり、横瀬町では7.18%、小鹿野町においては26.2%の値上げとなりまして、皆野町、長瀬町においては16.23%の値下げ、秩父市はそのまま据置きとなりまして、全体では平均0.25%の改定率となりました。また、料金が上がる横瀬町、小鹿野町においては、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う住民生活、企業活動への影響を踏まえ、町の施策として半年間の経過措置を設けてございます。

一方で、審議会より答申された秩父圏域全体の改定率17.91%が確保できなかったため、不足する収入については、令和3年度から令和7年度の5年間、構成市町一般会計より高料金対策補助金として助成されることとなっております。

最後に、3つ目の事業といたしましては、会計と組織の統合になります。まず、会計業務につきましては、統合前の各事業体の資産、債務等を継承、会計事務全般、予算、決算事務の一元化を図ってございます。組織に関しましては、統合当初は、別所浄水場内に4つの課と地域別に5つの事務所を配置、各構成市町からの派遣職員49名、新規採用のプロパー職員2名の計51名でスタートいたしました。また、国、埼玉県との人事交流も積極的に行っておりまして、厚生労働省へ1名、埼玉県へ1名を派遣し、職員のスキルアップと綿密な情報交換を実施してございます。

令和3年度現在におきましては、別所浄水場内に3課、地域別事務所4事務所とし、埼玉県との相互派遣職員が1名、構成市町からの派遣職員32名、プロパー職員11名、そのうち厚生労働省へ1名派遣してございます。それと、再任用職員1名の合計44名にて事務を実施してございます。

以上が、広域水道発足から現在まで、およそ6年間における経緯でございます。

水道局といたしましては、今後も計画の見直しに合わせて、投資計画、料金見直し、人員の適正配置等、健全な事業経営に向けて継続して努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 11番、林豊議員。

**11番（林 豊議員）** それでは、再質問させていただきます。大変まとめてもらいまして、経緯が分かりやすかったというふうに感じております。この事業は、言うまでもなくまだ継続中であり、今後も推進していただき、何としても県内の、いわゆる県南といたしますか、ほかの地域に比べて高止

まりしている料金を少しでも近づけるように努力していく、またしていただきたいわけですが、この点につきまして、管理者に何かご意見があれば伺っておきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 林議員の質問にお答えをさせていただきます。

今後の見通しについて、お答えいたします。水道事業におきましては、昨年7月に統合前の平成27年3月に策定した基本構想、基本計画の時点修正を実施いたしました。そして、これまで進めてまいりました広域化計画の再点検を実施したところでございます。また、これと並行いたしまして、先日の全員協議会において議員の皆様にご報告させていただきましたとおり、1市4町の首長により、埼玉県知事に宛て要望書の提出に向けて準備を進めているところでございます。

また、内容につきましては、1つ目として、事業統合以来継続して実施してまいりました、広域化事業を進める上で重要な財源となる生活基盤施設耐震化等交付金の補助対象期間の延長でございます。

また、2つ目として、埼玉県内における県内水道一本化の早期実現を要望するものでございます。中でも県内水道一本化につきましては、秩父地域における地理的な要件、そしてまた県内でも最も少子高齢化が進展している状況を鑑み、秩父地域の現状を直接知事にお伝えをすることにより、県からのこれまで以上の理解と支援をお願いし、秩父地域における水道事業の存続のために、埼玉県の水道ビジョンにおいて、県内水道のあるべき姿として位置づけられた県内の水道一本化は、喫緊の課題であることをお伝えするものでございます。

また、秩父地域は、他の県内地域に比較し、事業基盤が脆弱であるがゆえに住民負担が大きくなってしまふこと、また荒川の水源地域であり、流域である埼玉県民の暮らしを支えている重要な地域であることをきちんとお伝えしたいと考えております。

今後の見通しにつきましては、秩父地域の広域化計画を実現し、水道事業の経営基盤の強化を図ることが第一であると考えておまして、今後も埼玉県と協同し事業を進めてまいり所存でございます。また、定期的な投資計画、料金の見直しを実施し、水道事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。県水化につきましても、今回の要望活動を機に、他の県内地域の動向を踏まえ、注視してまいりたいというふうに思っております。

それと、もう一つは、私どもこの秩父地域は、何しろ面積が広いということと、面積の割にやはり人口が少なくて効率化がなかなか図れないということと、それから水道事業のできるだけ事業の無駄を省きながら、職員と一緒に今後の在り方を再度さらに検討し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 11番、林豊議員。

11番（林 豊議員） ありがとうございます。とにかく県のほうでは統一というような形で呼んでいるようですが、秩父地域にとっては県水化というような形で、とにかく人口が少ないのはもう言うまでもないことですが、年々埼玉県全体が700から720、730、今735の位置に長らくなっているような人口でございます。しかしながら、水というのは本当に命の源ですから、これをきちんとしてもらわないことには、本当に生きていくことができません。県のほうにも要望書が出るようで大変ありがたいというふうに感じておりますが、一日も早く統一化の先駆けとして、秩父地域の料金を県水と同じレベルに引き下げてくださいなということをお願いしまして、また管理者皆様の努力を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浅海 忠議員） 11番、林豊議員の一般質問を終わります。

次に、2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

2番（山中 進議員） 皆さん、こんにちは。今日は傍聴も見えられていて、大変光栄に存じます。稚拙ではありますが、私は2点、消防と水道局についてお伺いするものであります。最近の話なのですが、近所、近所といってもちょっと離れている集落なのですけれども、そこで高齢者が、あとこのぐらい手を届かせれば緊急通話の機械に手が届いたということなのですけれども、事切れていて次の日見つかったわけなのですが、そういうことを考えると、町場だったら何とかなのなのですが、ちょっと遠いと命さえ危ぶまれるということからすると、そういった話を聞くとやはり何とかなるものなら何とかしてほしいという気持ちを持って、今日はお伺いいたします。

1つには、山間地における急患搬送についてであります。ここ数年、4,500人前後が緊急搬送されています。このうち秩父地域の救急告示5病院では、市立病院や秩父病院ですけれども、その搬送は4,107人、全体で76%がこの秩父地域となっております。事故種別では急病等が多くて、やはり一般負傷14%、交通が8%となっております。昨年度で見ると搬送者の多い急病の中で、疾病分類の中では心疾患が最も多く、251人が搬送され、うち72人が亡くなっております。この中で急性心筋梗塞、または狭心症と診断された方が54人もいます。心疾患に次いで多いのが脳疾患であります。脳梗塞、脳出血、また脳卒中と診断された方は203人ということで、非常に多い。こうした中、私は、特に地域を限定して言えば大滝地域なのですけれども、何かあったときにはすぐドクターヘリや防災ヘリが出動していただければいいなという願望を持って聞くのですけれども、その中でも昨年のドクターヘリの要請件数及び要請内容については、要請件数が115件で、このうち75人が搬送された実績で出ておりました。天候不良等によりフライトができない、あるいはほかの事案でフライト後、向かっていながら切り替えたということもあるみたいなのですけれども、そういうのを含めると32件であったようです。要請に対しては、心筋梗塞、脳梗塞、脳卒中、多発外傷などの緊急度、重症度の高い傷病者に対し、高度な医療技術を提供する救命救急センター等への収容が多くなるこ

とだと思いますが、ここ一刻を争う事態であり、身内としてはわらにもすがの思いで救急呼んでいるわけですから、そういった場合に死亡率の高い心疾患や脳疾患の急患の発生が、先ほど言ったように大滝や小鹿野の山の中ですね、そういうところであります。吉田でも、太田部は群馬のほうのあれを使っていると思うのですけれども、そうした行かないところに防災ヘリやドクターヘリの遠いところで発生した場合には、何とか通報の内容によって一刻も早く緊急搬送させるべく努力はしてほしいなと思っております。私もこれで20年間議会やって、これから今度は山の中で暮らすとなると、そういう不安もなきにしもあらずなので、自分のことを心配するよりか、ほかのこと心配しなければならないのですけれども、そういうこともちらっと頭をよぎったものだから聞くのですが、ぜひこのドクターヘリなどの要請をお願いしたいと。また、その要請をするに当たって、基準となるものはどういうものがあるのか、お伺いしたいと思います。

2つ目に、水道局の器具、機器の使用基準と交換修繕についてであります。蛇口をひねれば安心して水を飲める、かつまた全てに行き渡っているというのが、今の秩父市における水道です。水道局は、事業の方向性や実現方策を明らかにして、水道利用者に対して、安心、安全でおいしい水を供給し続ける水道事業を基本理念としております。さらに、よりおいしく安全な水の安定供給体制を充実させ、水道使用者の皆様からさらに信頼される安全で安心なまちづくりに貢献してまいりますとうたっております。概要で述べられております。

この問題を質問するに当たり、自分のことも併せて昨今の公共のサービスについて考えさせられることがありました。果たしてこの水道の器具や管や全体を見た場合に、器具や機器については、メーターについては水道局のもの、箱もそうなので、あの辺一帯はそうなのですけれども、ではどこから自分の物かということを知ったら、本管から枝分かれしたところから、言ってみれば自分の財産だと、個人の財産になりますよというお話なのですけれども、その途中で止水栓があるのですね。直接行っているわけではないのですから、そうするとこの辺が、例えばこの間、ここで故障や漏水があった場合には、本管からその止水栓までの間だったら個人が修繕しなければならないという、こういう問題が起きてくるのですね。そうすると、実際にはうちはここにあるのに何でここからやなければならないのだという、そういう経費の負担ばかりかかってきて、それで先ほども林さんも言ったように高い水道料払っているのだからということもあったり、それから加入金という制度もありますから、そういうのを使ってやっているのですけれども、器具、機器についてのメーターの交換修繕の経費について、水道管の使用口径についての申請や経費について、新規の場合は理解できますが、途中で変更や交換修繕が発生すると、現在の条例のルールでは全て個人が経費を持つようになっている。本管から枝分かれした給水管は個人の持ち物になり、修繕や交換した場合には全て個人の経費で行うと、このように条例では78条でうたわれているのですね。

そこでお伺いしたいのですけれども、この辺の経費の持ち方、それから公共のサービスの在り方として、本当に本管から各個人に行っている間は、それはもう個人の財産なのか、その辺はつきり

してもらいたいと。それから、やはり経費についても、納得のできるような経費を、内訳みたいなものが分かれば幸いです。この件について答弁をお伺いいたします。

壇上では以上の質問となります。再質問については、質問席から行わせていただきます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員の質問に対する答弁を求めます。

総合調整幹。

（小茂田 浩総合調整幹兼消防署長登壇）

**小茂田 浩総合調整幹兼消防署長** 山中議員のご質問の1、山間地における急患搬送について、（1）から（3）につきまして、順次お答えいたします。

初めに、（1）、出動から病院等までの移動が1時間以上の救急搬送の実績についてお答えいたします。令和3年における救急出動件数は4,497件あり、このうち搬送件数は4,066件でございます。転院搬送を除き、出動から医療機関までの到着時間が1時間以上要した出動は158件あり、管内の医療機関へは57件を搬送しております。

次に、（2）、脳疾患及び心疾患急病者の救急活動についてお答えいたします。令和3年の救急出動の実績としましては、脳出血、脳梗塞等の脳疾患が203件、心筋梗塞、狭心症等の心疾患が251件でございます。このうち出動から医療機関までの到着時間が1時間以上要した管内医療機関への搬送57件のうち、脳疾患は2件、心疾患は4件ございました。

次に、（3）、ドクターヘリ、防災ヘリの出動基準及び実績についてお答えいたします。ドクターヘリ出動要請につきましては、埼玉県ドクターヘリ運航調整委員会により定められた要請基準によりますと、救急現場において生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき、重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される時、特殊救急疾患の多発外傷等で搬送時間の短縮を特に図るとき、救急診断処置に医師を必要とする時、多数傷病者が発生したときとされ、なおかつドクターヘリ出動が有効である場合に、出動を要請できるものとされています。

次に、実績でございますが、令和3年には75件の出動をいただきました。事故種別では急病が34件で最も多く、次に一般負傷、交通事故の順となります。搬送先にあつては、埼玉医科大学国際医療センターへ21名、埼玉医科大学総合医療センターへ21名、深谷赤十字病院へ4名が搬送されております。また、フライトドクターの診察により救急車で搬送となった者が28名となります。

なお、防災ヘリによるドクターヘリ的運航につきましては、ドクターヘリが災害出動しているため、新たな災害に出動できない場合において、日中におけるドクターヘリ的運航となりますが、埼玉県防災航空隊へ問い合わせたところ、運航実績はございませんでした。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

**柴岡康夫水道局長** 私からは、大きい項目2番の器具、機器の使用基準と交換修繕についてお答えを

いたします。

まず、(1)の水道器具、機器について、メーターなどの故障による修繕や交換時に発生する経費についてでございますが、水道局が設置した配水管から分岐した設備、これを給水装置と定義をしております。この給水装置の新設、改造、修繕及び撤去に係る費用については、給水条例の第8条により、当該行為を実施する者の負担としていただいております。ただし、この条文では、管理者が特に必要と認めるものは組合の費用負担でできることとなっておりますので、メーターを通らない漏水を減らし有収率を改善するという観点から、メーターまでの給水装置の漏水修繕につきましては、支障物等がなく修繕可能な状況にある場合に限って組合、つまり水道局において実施していただきます。また、メーターは、水道局がお客様に貸し出している設備になりますので、通常の使用においてメーターが故障した場合には、漏水以外の場合でも水道局の負担により交換等の修繕を行っていただきます。まとめますと、給水装置の工事に関しましては、メーター本体の修繕及びメーターより本管側での漏水修繕は、原則として水道局、それ以外はお客様の費用負担、ボックスも含めましてお客様の費用負担となっております。

次に、(2)の水道管の使用口径の変更についてお答えをいたします。給水管につきましては、水道の使用量が変化する場合には、その使用量に合った適切な給水管やメーターの口径に変更することができます。ただし、これは漏水修繕ではなく改造に該当するため、先ほどお答えしたとおり、工事を実施する方、すなわちお客様の費用負担により工事を実施していただいております。また、メーターの口径を大きくする場合には、加入金の差額についても請求をさせていただいております。

使用水量の減少によりメーターの口径を小さくする場合、圧力損失による給水不良防止の観点から、メーターより宅内側の給水管との口径差が1ランク下までの減径を承認させていただいております。2ランク以上の減径は、原則として承認してございませんので、このような場合には、給水装置工事事業者を通じて、メーターから先の給水管についても布設替えを指導してまいります。

また、メーターの口径を変更する場合は、メーターの前後を同口径にするため、収縮管や拡大管を設けていただくこととなりますが、メーターの性能上、メーターの上流側にはメーター口径の10倍の長さの直管部、メーターの下流側には、宅地側、家側ですね、下流側には、メーター口径の5倍の長さの直管部を確保する必要がありますので、これを確保できない場合も同様でございます。

2つの質問に共通いたしますが、給水装置の所有区分や修繕の区分につきましては、水道だより等で広報しているところではございますが、議員ご指摘のとおり、給水関連の規程で分かりやすく記述はされていないのが現状でございます。

また、口径の変更等を含め、どのようなことが認められるのか、あるいは認められないのかといったことについても、事細かく全ては規定していないのが現状でございます。一方で、あらゆる行

為を規定してしまうと、お客様それぞれの実情を考慮できず、しゃくし定規に適用するものにもなりかねないので、各種規程の改定につきましては、今後給水装置工事の窓口となっているお客様センターとも連携して、随時検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。消防署のほうに1点確認させていただきますけれども、出動に対する基準があって、その基準を、普通に考えればこういうところで、山の中で何かあったときには、すぐ要請があれば行くような形になると思うのですけれども、通常で考えてあった場合には、基準に照らし合わせて、あとは応対している、119番受けるほうと受け答えしている要請者のほうの感覚で、これは決まってくるのですか。その辺がちょっと分からないものですから、教えてください。

**議長（浅海 忠議員）** 総合調整幹。

**小茂田 浩総合調整幹兼消防署長** 山中議員の再質問についてお答え申し上げます。

出動につきましては、山中議員の申されましたとおり、通常どおりの出動とさせていただいております。その後、状況によりまして別隊による支援出動とさせていただいております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中。分かりました。その基準がやっぱり大事だと思うのですけれども、山の中だからどんな天候になるか分からないし、雨だったり雪だったりしますから、その辺は加味しなければならないところもあるのですけれども、やっぱりああいうところに住んでいて、近所で知っている人が不慮の死ですね、死んでしまっているのを見てしまったりすると、そういう不安がよぎる。そういう意味で、何かあったときには素早い対応を図ってもらうための方策としてドクターヘリが来ていただければいいなど、私の願望です。ぜひこの辺についても、これからのこともありますので要望とさせていただいて終わります。

2つ目の水道問題、先ほど本管の部分から枝分かれの部分については免責するという、新しいお答えいただいたのですけれども、例えば止水栓があるではないですか、止水栓が、それですぐメーターでしょう。その間やっぱり、私も止水栓ぐらいまでだったら、私のところもそんなに遠くはございませんから、個人負担でも構わないと思うのですけれども、この止水栓からこっちの、それについてもやっぱり口径を小さくする、あるいは大きくするなら加入金もまた二重に払わなければならない。太くした分を払わなければならないのですけれども、小さくした場合には還付金がないのですね、還付されないのですよね。損だとは言いませんよ。だけれども、そうではなくて、そういう止水栓から中についても、やっぱり止水栓から個人の物だという捉え方してもらったり、それからそうしたお客様のそういう要請があった場合には、四角四面の取組ではなくて、きちんと説明し



たり、あまり負担のかからないようなことをしてもらって、分からない人では本当に困ります。

なぜこういう質問したかという、お客様センターで、これは口径を小さくするのだから、業者に直してもらってから申請してください。ただ、これだけなのです。一体公共のサービスはどこにあるのかと思ったのです。そうでなくて、やっぱりこういう場合にはこうですよ、ああですよと説明した上で、これには経費がかかります、あなたの場合、このようにかかりますという説明が必要だと思うのです。それを言ったのですけれども、その辺がお客様センターに伝わっているかどうか。条例になっているから条例で判断されても困ると。先ほど局長が言ったように四角四面ではなく、やはりそれはその話に応じて対応できるのだという話もされていまして、そういう取組をきちんとお客様センターにレクチャーするというか勉強してもらうとか、条例を。それについて、やはりきちんと技術屋さんのほうで対応するということはできないでしょうか。答弁難しいかとは思いますが、その辺の取組ができるかどうか、ちょっとお伺いしたい。

**議長（浅海 忠議員）** 水道局長。

**柴岡康夫水道局長** 今お客様センターの若干不備があったようなお話でございましたが、なるべく丁寧にお客様に納得していただけるような説明をするよう指導してまいりたいと存じます。ご理解いただきたいと存じます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 2番、山中です。ありがとうございます。私もこれで、今後将来は中津川のほうに住みます。それでもし何かあったときには、すぐ119番にお願いしますというのは、そういうこともあることも可能といえれば可能なのでしょうかけれども、そんなことのないように気をつけて頑張っていきたいなと思っております。本当に20年間、皆さんにはお世話になることが多くて、ここまでやらさせていただきました。本当にありがとうございます。

以上で山中進の質問を終わります。ありがとうございます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

**議長（浅海 忠議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（浅海 忠議員）** これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

**富田豊彦事務局長** 議案第1号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入では、火葬場使用料、廃棄物処理手数料及び諸収入の増額と事業費の確定に伴う組合債の減額、歳出においては、期末手当支給率の引下げに伴う人件費の減額、その他事業費の確定に伴う減額等の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条にありますように、現計予算の総額34億2,425万4,000円に、歳入歳出それぞれ3,782万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を34億6,208万3,000円としたいものでございます。

繰越明許費の補正は、第2条にありますように、新たに繰越明許費を設定したいものでございます。

予算書の4ページをお開きください。第2表、繰越明許費にございますように、消防費に計上した秩父消防本部庁舎空調改修工事設計業務委託につきましては、年度内の完了が難しいため、繰越明許費を設定するものでございます。

申し訳ございません。1ページにお戻りをいただきまして、続きまして地方債の補正になります。地方債の補正は、第3条にありますように地方債の変更をしたいものでございます。

行ったり来たりで申し訳ないのですけれども、5ページに第3表として地方債補正を載せてございます。消防自動車、救急自動車及び消防庁舎整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額をそれぞれ引き下げるものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書にてご説明をいたします。10ページ、11ページをお開きください。まず、歳入でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料は、170万9,000円増額し、補正後の額を2,552万8,000円と、第2項手数料、第1目清掃手数料は、1,578万1,000円増額し、補正後の額を3億1,002万円としたいものでございます。これは、火葬件数の増加及び秩父クリーンセンターへのごみ持込み量並びに有料指定ごみ袋販売量が、当初見込みに比べ増加することによるものでございます。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入は、2,403万9,000円増額し、補正後の額を1億1,600万1,000円としたいものでございます。市況の高騰等による有価物売却代の増額2,390万7,000円と、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償額確定に伴う賠償金13万2,000円を増額するものでございます。

第6款組合債、第1項組合債、第1目消防債は、370万円減額し、補正後の額を7,430万円とした

いものでございます。消防自動車、救急自動車及び消防庁舎整備事業の事業費確定に伴うものでございます。

歳入合計で3,782万9,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。12ページ、13ページをお開きください。まず、本補正では、期末手当支給率引下げに伴う人件費補正を行います。各費目の人件費補正は、この支給率引下げに伴うものが主なもので、その他の人件費補正と合わせて、人件費総額で814万2,000円の減額となります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、157万1,000円減額し、補正後の額を1億2,833万1,000円としたいものでございます。

第8節旅費及び第13節使用料及び賃借料の減額は、職員研修の中止によるもので、第12節委託料の減額は、水道局吉田事務所が小鹿野事務所と統廃合したことによる情報系ネットワーク保守業務委託料が減額となったことによるものでございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費につきましては、61万5,000円減額し、補正後の額を4,700万9,000円としたいものでございます。

第2目自立支援審査会費は、8万3,000円減額し、補正後の額を1,064万5,000円としたいものでございます。いずれも人件費の減額によるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は、157万7,000円減額し、補正後の額を1,748万円としたいものでございます。受診者が減少したことにより、第11節役務費及び第12節委託料を減額するものでございます。

第4目斎場費につきましては、48万1,000円増額し、補正後の額を8,660万9,000円としたいものでございます。

第10節需用費はプロパンガス単価の値上がりにより、第12節委託料は電子公印変更に伴う受付システム改修により、それぞれ増額したいものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は、130万9,000円増額し、補正後の額を9,422万円としたいものでございます。指定ごみ袋に係る廃棄物処理手数料収納委託料の増額により、第12節委託料を増額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては、157万8,000円減額し、補正後の額を5億6,244万6,000円としたいものでございます。

第12節委託料は、蒸気タービン発電設備法定検査整備業務委託料のほか、3つの業務委託料を契約に伴い減額し、第13節使用料及び賃借料は、地元町会関係者による視察研修中止に伴い減額するものでございます。

第3目環境衛生センター費は、313万9,000円減額し、補正後の額を1億4,986万5,000円としたいものでございます。

第10節需用費は、高圧電力使用量の減少に伴う光熱水費の減額、第12節委託料は、処理量の増加による廃乾電池等処理業務及び廃蛍光管資源化処理業務委託料の増額、また処理量の減少によるガラス瓶再商品化処理業務、家電リサイクル対象品目運搬業務、廃棄小型家電製品処理業務委託料を減額するものでございます。

第5款消防費、第1項消防費、第1目日常備消防費につきましては、934万円を減額し、補正後の額を15億2,534万1,000円としたいものでございます。

第8節旅費及び第18節負担金、補助及び交付金の減額は、研修の中止や人員の減少等によるもので、第11節役務費、第14節工事請負費、第17節備品購入費は、事業費の確定により減額するものですが、第12節委託料は、令和4年度に予定している消防本部庁舎空調改修工事の設計業務委託料450万円を計上し、事業費の確定による減額分との差額268万円を増額したいものでございます。本設計業務委託は、令和4年度の消防本部庁舎空調改修工事が新年度の早い段階で着工できるよう計上させていただきました。

第6款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、261万1,000円減額し、補正後の額を1,060万円としたいものでございます。

第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、5,655万3,000円増額し、補正後の額を2億5,879万9,000円としたいものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の3,782万9,000円の増額補正となります。

最後に、18ページから給与費明細書及び地方債の調書補正となりますが、こちらの説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（浅海 忠議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 4ページの繰越明許費の関係なのですが、説明によりますと年度内に業務委託が完了しないので繰越しということなのですが、私はどの程度の改修が必要なのか、ちょっと経緯が分かりませんので、大々的な改修になるかと思えますけれども、今どんな状況なのか、その辺りを教えていただけますか。

**議長（浅海 忠議員）** 総務課長。

（加藤好一総務課長登壇）

**加藤好一総務課長** ただいまの猪野議員のご質問についてお答えします。

消防本部の空調改修工事の内容ですけれども、現在消防本部庁舎の冷暖房は、平成13年の消防本部新築時に設置した、灯油で稼働する吸収式冷温水機と電気で稼働する電気式空冷ヒートポンプエアコンの2系統で空調管理をしているものでございます。来年度に予定する空調改修工事は、近年

故障が多く発生している吸収式冷温水機を電気式空冷ヒートポンプエアコンに変更する工事を予定しているものでございます。よろしく願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） ありがとうございます。現在の状況、そうすると不具合があるかもしれませんけれども、使えているという状況でよろしいのですか。

議長（浅海 忠議員） 総務課長。

加藤好一総務課長 現在使用できている状態なのですが、過去5年間にも頻繁に故障が発生しています、メーカーとしては、この後、大きな故障につながる可能性があるので早めの交換をしたほうが適切だろうという回答をいただいていますので、今回改修工事を計画しているところでございます。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。歳入歳出両方とも関わって質問させていただきます。

まず、予算説明書の10、11ページ、2款2項1目1節廃棄物処理手数料、1,325万3,000円、有料指定ごみ袋分なのですが、補正ですからこの1,325万3,000円分、有料ごみ袋が売れたということだと思えるのですが、その増額ということで、その理由についてお伺いをできればと思います。ちなみに、令和3年度の有料指定ごみ袋分の歳入予算からしますと10%ぐらい、1割、ごみ袋が当初の予算から比べると売れたという補正予算となっていますので、その理由を教えてください。

それから、この有料指定ごみ袋の収益が増えるということは、ごみの量も増えたのではないかと、いうふうに想像ができるわけなのですが、国とか埼玉県を含めてごみ削減の目標というのが設定をされていまして、私も一般質問でごみの削減の話を広域でしていますけれども、その当初のごみの量からすると、最近コロナ禍で家にいて断捨離というのがニュースで出ていますけれども、ごみの量が増える状況があるのかどうか教えていただければと思います。それ1点目。

もう一つ、歳入ですが、同じページの有価物売却代2,390万7,000円、市況価格ということで先ほど説明があったのですが、この有価物売却代の増額につきましては、量の問題なのか、買取り価格が変更になったのか。これ紙代とかカン代とかペットボトル代、いろいろあるのですが、市内業者さんにも影響があることですので、その辺についてお伺いさせていただきます。

それから、賠償金13万2,000円、説明あったのですが、もう一度詳しく説明をいただければと思います。これは歳入です。

歳出のところ、同じく予算説明書の12、13ページ、下のほうになりますが、4款2項1目12節、廃棄物処理手数料収納委託料158万5,000円、この増額なのですが、廃棄物処理手数料収納委

託料となりますと、廃棄物の処理の手数料というふうに想像するのですが、先ほどの説明ではごみ袋を販売した手数料のようにお聞きしたのですが、それでよいのかということが1点目。

それから、14、15ページ、次のページの真ん中からちょっと下のほう、先ほど猪野議員が質問した内容ですね、5款1項1目12節、秩父消防本部庁舎空調改修工事設計業務委託料で450万円と書いてあるのですが、先ほどでは灯油式のを電気式のものに変更、改修したいということですが、設置が両方とも平成13年ということですから20年以上たつ形になると思うのですが、この電気式のエアコンのほうはまだ大丈夫なのかということもあるのですが、今回はこの450万円で設計業務委託料出していますけれども、トータルで変えるものというのは灯油式のものだけを変えるのか、庁舎全体のものをひっくるめて変えていく方向なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

業務課長。

（町田みどり業務課長登壇）

**町田みどり業務課長** ただいまの3番、黒澤議員の質問のうち、歳入における廃棄物処理手数料の中の有料指定ごみ袋分についてと、歳出における清掃総務費の廃棄物処理手数料収納委託料についてお答えいたします。

まず、有料指定ごみ袋の大幅増減の理由でございますが、理由の一つとしては、コロナ禍により在宅時間が長くなり断捨離をした方も多かったことも考えられますが、ほかの理由として、市町で実施されたペイペイをはじめとするキャッシュレス決済を活用した需要喚起策により、ごみ袋を買いだめ購入した方が多くいたと考えられ、その影響があったと推察されます。

また、同じ有料指定ごみ袋についての質問で、有料指定ごみ袋収入が増えることでごみの量も増えていると思われるが、当初のごみ削減における目標との乖離は、令和3年度においてどのくらいになる予想かということですが、先ほども申し上げましたが、有料指定ごみ袋収入は増えておりますが、ごみの量につきましては、コロナの影響が落ち着いてきていると見られ、昨年に比べまして収集量、持込み量ともに減少しております。

また、ごみ削減における目標との乖離でございますが、組合のごみ処理基本計画の中で予測している令和3年度のごみの総発生量と令和3年度の実績を比較しますと、総発生量は減っており、目標は達成しておりますが、基本計画の中の令和3年度のごみ発生量を削減目標と比較しますと、令和3年度は昨年に比べ減ってはいるものの目標を達成するには至っていないため、引き続き県、市、町とも情報共有しながらごみ削減に努めてまいりたいと存じます。

次に、歳出における清掃総務費の廃棄物処理手数料収納委託料でございますが、収納委託料に関

しましては、その指定店の売上げに応じまして、13%を手数料として組合のほうから指定店のほうにお支払いしているものでございます。その増額の理由ですが、ごみの量が増えていることに影響しているのかという質問でございましたが、増額理由といたしましては、指定ごみ袋の販売量が増えたことにより、ごみ袋取扱店から納入された金額も増えたことから、支払う収納委託料を増額するものでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 総務課長。

（加藤好一総務課長登壇）

**加藤好一総務課長** 3番、黒澤議員のご質問について、私からは、予算書の14、15ページの秩父消防本部庁舎空調改修工事設計業務委託料のうちの工事概要のご質問についてお答えいたします。

今回工事をするものは、議員ご指摘のとおり、灯油で稼働する吸収式冷温水機の空調設備のほうを改修するものでございます。電気式の空冷ヒートポンプのほうは、多少の故障は出ておりますが、吸収式よりも故障が少ないことから、来年度、再来年度以降に順次計画的に改修工事を進めたいと考えております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 事務局次長。

（野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

**野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長** それでは、3番、黒澤議員のご質問のうち、私からは、補正予算書10、11ページの雑入のところのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、雑入の有価物の売却代の増額につきましては、主には市況価格の上昇と一部の品目については売却量の増加が要因となります。まず、市況価格の上昇としましては、令和3年4月から11月までの平均売却単価の上昇率で見ますと、カン類のスチールカンで当初予算額の5.8倍、アルミカンで2倍、アルミ殻・銅線類では約3倍、ペットボトルが4.2倍等となっております。市況価格が上昇した理由としましては、世界的なコロナウイルスによるパンデミックにより経済活動や物流が停滞することで資源や素材価格が高騰し、その流れの中でスチールやアルミ等のリサイクル素材の需要が高まっていることが考えられます。

また、売却量の増加による増額分としましては、紙類の新聞紙、段ボール、あと解体家電部品の売却量が当初予算見込み量と比較して伸びてございまして、新聞紙が1.14倍、段ボールが1.18倍、解体家電部品が約2倍となっております。

次に、賠償金につきましては、2011年3月11日に発生しました東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故に伴い、放射線の作用等により損害が生じた場合には、原子力損害の賠償に関する法律に基づく原子力損害賠償制度によりまして、被害を受けた方への賠償がなされる仕組みとなっております。これにより原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害の範囲の判定等に関する

指針を踏まえ、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の対象区域で、廃棄物処理事業を行う事業者が実施をしました排ガス、焼却灰の放射線測定費用が賠償項目となることから、秩父クリーンセンターで令和2年度に実施をしました焼却灰及び集じん灰の放射線測定分析費用の賠償金請求を行い、焼却灰6回分、集じん灰2回分の測定費用が、東京電力ホールディングス株式会社より支払われたものでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** ありがとうございます。再質問1点だけなのですが、有料指定ごみ袋が、これ見ますと可燃ごみが1,110万8,000円、事業系ごみが214万5,000円、合わせて1,325万3,000円。改めて、全部ごみ袋代でこれだけ売れたことになりまして、相当な部数のごみ袋が売れたということになるのだと思うのですが、その理由がペイペイで買いためたという、まあ今風なのかもしれないのですが、ということなのですが、これちなみに割るとどのぐらいの枚数、今後、逆に言うと買いためされたのであれば、ごみ袋売れない時期が多分来るわけですし、そういう意味からすると、このごみ袋の有料指定ごみ袋代、増額となっている1,325万3,000円分というのは、全体でいうとどのぐらいの、年間の部分が令和4年度に今度減っていく方向になるのかもしれないのですが、どのぐらいの影響を与えているかというのは分かるようであれば教えていただければと思います。

**議長（浅海 忠議員）** 業務課長。

**町田みどり業務課長** 今回の実績でいきますと、ふだんはキャンペーン対象外の店舗である大型スーパーが対象店舗になった月がありまして、その月のごみ袋の販売量が、今年度4月から11月までの平均販売量の約2倍と、その月だけになりました。そこからいくと来年度になりまして、少し売上げが落ち込むことがあるとも考えられますが、具体的な数字は出しておりません。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。



これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(浅海 忠議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(浅海 忠議員)** 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(浅海 忠議員)** 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

**柴岡康夫水道局長** 議案第2号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案し、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略させていただきまして、第2条は、業務予定量のうち、(4)の主な建設改良事業について、補正額に基づき記載してございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、1,261万円を減額するものでございます。

まず、第1項営業収益256万3,000円の増額及び第2項営業外収益の1,517万3,000円の減額でございますが、主な補正内容につきましては、令和3年度水道事業会計補正予算(第3回)説明書の2ページ、3ページを御覧いただきたいと存じます。その中の水道事業補正予算(第3回)実施計画を御覧ください。第1項営業収益、第3目その他の営業収益を256万3,000円増額するもので、消火栓維持管理に係る構成市町の負担金等見直しと、令和3年4月1日の料金統一を半年間先送りにした横瀬町、小鹿野における負担金について、実績に基づき再算定を行ったものでございます。

次に、第2項営業外収益の1,517万3,000円の減額でございますが、主なものとしましては、第5目長期前受金戻入579万8,000円の増額、これは令和2年度中に補助金等を財源として取得した償却資産額が確定したことによる本年度分の再算定をしたものでございます。

第6目消費税及び地方消費税還付金2,082万円の減額につきましては、補正に伴う消費税の再計算

による補正でございます。

議案書の2ページにお戻りください。次に、支出でございます。第1款水道事業費用につきまして、1億488万円を減額するものでございます。

まず、第1項営業費用でございますが、1億518万6,000円減額補正するものでございます。水道事業会計補正予算(第3回)説明書、2ページ、3ページを御覧ください。

第1項営業費用、第1目原水及び浄水費6,939万1,000円の減額で、主なものといたしましては、浄水場維持管理のための各種委託料3,801万3,000円、これは請負差金や今後の必要額等を算出し、不用額の減額を行ったものでございます。浄水場の動力費2,429万円、これは取水・送水ポンプ等稼働頻度の減少により減額するものでございます。

第2目配水及び給水費1,452万6,000円の減額で、主なものといたしましては、委託料420万円、修繕費648万1,000円の減額で、これは請負差金によるものでございます。賃借料221万7,000円、これはリース終了に伴う減額でございます。

第3目総係費1,766万4,000円の減額につきましては、異動に伴う人件費等の減額1,587万6,000円が主な内容でございます。

第4目減価償却費360万5,000円の減額は、決算確定に伴う再計算により減額補正するものでございます。

議案書の2ページにお戻りください。次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容を、それぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段にございます資本的収入につきましては、第1款資本的収入4,310万9,000円を減額するものでございます。

水道事業会計補正予算(第3回)説明書、4ページ、5ページを御覧ください。第2項出資金561万5,000円の減額でございますが、補助金対象事業の減額に伴う一般会計出資金と、令和元年度災害関連の企業債に対する一般会計出資金の金額が確定したことによるものでございます。

第3項他会計負担金1,501万1,000円の減額でございますが、消火栓新設に係る構成市町の負担金を見直したことによるものでございます。

第4項国庫補助金1,000円の増額でございますが、台風19号による災害に対する国庫補助金の繰越しによる収入が見込まれるため、費目設定を行ったものでございます。

第5項県費補助金378万4,000円の減額でございますが、補助対象事業の減額に伴うものでございます。

第6項県費負担金1,870万円の減額でございますが、耐震基幹管路における工事内容の変更に伴い、埼玉県の負担金を減額するものでございます。

議案書の3ページにお戻りください。次に、資本的支出につきましては、第1款資本的支出1億8,851万3,000円を減額するものでございます。

第1項建設改良費1億8,876万1,000円の減額でございますが、水道事業会計補正予算（第3回）説明書、4ページ、5ページを御覧ください。第1目原水及び浄水施設費1,327万7,000円の減額、第2目配水及び給水施設費1億6,992万1,000円の減額で、主な内容といたしましては、工事請負費、委託料の請負差金による減額でございます。

議案書の3ページにお戻りください。第5条は、既定の継続費の変更を、4ページ、第1表の継続費補正のとおり、それぞれの総額、年割額を変更するものでございます。

第6条は、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の額を流用禁止事項として定めております人件費を2,415万8,000円減額補正するものでございます。

次に、第7条は、予算第11条に定められた構成市町からの補助金のうち、児童手当補助金の金額を4万5,000円増額補正し、災害復旧事業償還利息に対する補助金を18万5,000円減額するものでございます。

また、別冊、補正予算説明書の2ページから5ページには実施計画書、6ページには予定キャッシュ・フロー計算書、7ページから8ページは給与費明細書、9ページ、10ページには継続費に関する調書、12ページから13ページには予定貸借対照表・当年度分がそれぞれ記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（浅海 忠議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。それでは、順次質問させていただきます。資料といたしましては、先ほどあった水道事業会計補正予算（第3回）の説明書の中にあります16、17ページからと見積書を使いまして質問させていただきます。

まず、16、17ページ、1款1項3目3節、それから1款2項2目1節、営業収益と営業外収益の他会計負担金についてお伺いさせていただきます。

まず、営業収益の他会計負担金ということで256万3,000円、それから営業外収益のところに記載されております他会計負担金、これは1万1,000円の減額になりますが、先ほどの説明では消火栓云々と令和3年度、横瀬町、それから小鹿野町の水道料金改定に伴う負担金云々という話がありましたが、消火栓云々という話がちょっとほかのところの説明でも出てきましたけれども、もう少し詳しくに教えていただければと思います。

それから、今度収益的支出に移りまして、同じく16ページから19ページにかけてになりますが、収益的支出ということで、1款1項1目12節、原水及び浄水費委託料、それから動力費、薬品費に関係してなのですが、まず原水及び浄水費の委託料で3,801万3,000円、それから配水及び給水費の

委託料で420万円、これ減額というふうになっておりまして、請負差金という話を先ほど説明がありましたが、どのぐらいの事業があって請負差金このぐらい、3,800万円というのはかなり金額がでかいかというふうに思うのですけれども、どのぐらいの事業の請負差金なのかということをお教えいただければと思います。

次に、動力費の関係ですが、これも原水及び浄水費、配水及び給水費の動力費ですが、まず原水及び浄水費のほうでは2,429万円の減額、それから配水及び給水費の動力費では200万円の減額ということですが、稼働頻度の減少によって動力費が減ったという今ご説明がありましたが、燃料とか電力等、最近大変上がって値上がりをしているという話もお聞きしていますが、その影響等含めて、この動力費の減額についてはどのように考えているか、お伺いさせていただきます。この燃料とか電力の関係が特に市況では上がっていますけれども、影響ないよということであれば、それはそれで構わないのですが、稼働頻度が下がったということで、これだけ2,429万円、それから200万円の減額になったということなので、その内容を教えていただければと思います。

それから、18、19ページには、1款1項1目17節、原水及び浄水費、薬品費ということで、原水及び浄水費の薬品費となりますと、浄水をするために使う薬品なのかなというように想像されるのですけれども、薬品費として696万7,000円の減額になっております。これはどのような要因で、この薬品費が減ったのか。先ほど動力費のところ稼働頻度という話がありましたので、全体的な原水、浄水に関わる、水をつくる稼働がそもそも減っているのか。それはそもそも水需要が減っているからなのか、その辺を含めて原因と状況を教えていただければと思います。

それから、資本的支出に移りまして、22、23ページ、真ん中辺に土地購入費が600万円減額されております。これ令和3年度の予算には600万円計上されていて、そもそもそれと同じものなのかなというのがまず1つの質問なのですけれども、ちなみに令和3年度の予算を計上されたときに土地購入費600万円あって、私、質問しているのですけれども、ミューズパーク配水池から国道299号に向かう秩父市田村地内に建設を予定していた減圧槽の用地購入費ということで説明を受けていたのですけれども、この600万円の減額と関係があるのか、はたまた全然関係ないところの話なのか、教えていただければと思います。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 3番、黒澤議員のご質問に順次お答えさせていただきます。

私からは、水道事業会計補正予算（第3回）見積書16、17ページ、1款1項3目3節他会計負担金の内容でございますが、まず消火栓維持管理負担金の内容でございます。これは、消火栓維持管理に必要な費用を各市町で負担していただいておりますが、皆野町及び長瀬町管内における消火栓

の修繕の増加に伴いまして、皆野町91万9,000円、長瀨町31万3,000円、計123万2,000円増額するものでございます。そのほか横瀬町地域、小鹿野町地域における統一料金適用先送り負担金でございまして、実績に基づき再算定した結果、133万1,000円の増額補正をするものでございます。

次に、同ページ、1款2項2目1節他会計負担金でございますが、台風19号の災害により被災しました別所浄水場の西側、秩父市道分の災害復旧事業債利息負担金につきまして、事業の確定により災害復旧事業債の再算定による1万1,000円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 浄水課長。

（新井伴明水道局技監兼浄水課長登壇）

**新井伴明水道局技監兼浄水課長** 続きまして、黒澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

補正予算見積書18、19ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、12節委託料3,801万3,000円の減額についてでございますが、本年度は大雨等の自然災害がなく比較的安定した河川水、いわゆる原水の取水ができたため、処理過程で発生する浄水汚泥の搬出量の減少、取水口への流入土砂排出費用の減額が主な原因でございます。

次に、1款1項2目配水及び給水費、11節委託料の420万円の減額についてでございますが、配給水管漏水調査業務委託の請負差金でございます。

続いて、1款1項1目原水及び浄水費、16節動力費の2,429万円と1款1項2目配水及び給水費、16節動力費の200万円の減額についてでございますが、どちらも浄水場及びポンプ場等の安定運転による電力使用量の減少を見込んだものでございます。

最後に、1款1項1目原水及び浄水費、17節薬品費の696万7,000円の減額についてでございますが、こちらも自然災害がなかったことにより、河川水、原水の安定による凝集用薬品や滅菌用薬品、脱臭用薬品の注入量が抑制されたことによる減額でございます。配水量等については、横ばい状態ということでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 西秩父事務所長。

（中村 智水道局次長兼西秩父事務所長登壇）

**中村 智水道局次長兼西秩父事務所長** 私からは、22、23ページ、1款1項4目1節土地購入費の600万円の減額についてお答えをいたします。

ただいま黒澤議員がお話になられました土地購入費の費用でございます。場所は、秩父ミュージックパーク中央西口付近になります。地権者と交渉していく中で借地であれば減圧槽を造ってもよいということになりましたので、購入費については減額補正をしたいものでございます。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 2つほど質問させていただきます。1つ、動力費の関係と薬品費の関係で、天候が安定していたので動力費と薬品費が少なくなったというお話しされていたように思うのですが、もともとの予算はどのぐらいの天候の悪化を見込んで予算を組んでいるのか。天候が悪くなるとこれがどんどん、これは減額になっていきますけれども、増加をして収益的支出が増えていくということになるのかなというふうに思われたのですが、どのぐらいの自然現象というか、天候状況による試算をされているのか。前年度の実績をただ予算として持ってきているものなのか、ある程度何年間の計画として予算化をされたものなのか、教えていただければと思います。

それから、もう一点が、今の600万円の土地購入費についての話ですが、私が言ったところだというお話を答弁いただきましたが、借地であれば減圧槽を造ってもいいということなので購入はしなかったというふうにお伺いしたわけなのですが、借地であればということは借地料が多分かかるのかなというふうに思うのですけれども、それが幾らかかるのか、教えていただければと思います。

**議長（浅海 忠議員）** 西秩父事務所長。

**中村 智水道局次長兼西秩父事務所長** 購入費の関係のところですが、4万円ちょっと、1年間で借地料がかかる予定になっております。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 浄水課長。

**新井伴明水道局技監兼浄水課長** 前年度の実績を加味して計画を立てております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 動力費と薬品費は分かりました。そういうことですね。

あと、土地購入費600万円、減圧槽を造るのに600万円で土地購入しようと思ったけれども、月4万円ちょっとで貸してくれるので、そこに減圧槽を造りますよ。

（「年間4万円」と言う人あり）

**3番（黒澤秀之議員）** 年間4万円ですね。年間4万円ということは、仮に600万円を4万円で割ると150年かかるから150年は借りられるだろう。要は買うより借りたほうが安いだろうという判断の下、借地にしたということによろしいですね。

**議長（浅海 忠議員）** 西秩父事務所長。

**中村 智水道局次長兼西秩父事務所長** 実は土地購入を予定しておりました土地の面積なのですが、1,200平米ぐらいを予定しておりました。ですが、その面積については、発電設備だとか進入路、建設のときの進入路等、それからメンテナンスのための進入路等、そういった土地の面積も含めた面積で土地購入の予算を計上してございました。実際借地する面積につきましては、568平米と大分少なくなりましたので、その辺のこともございまして金額のほうは少なくなっております。また、購入するよりも借りたほうが安いのかという質問でございますけれども、土地購入について地

権者の方と相談していく中でのお話になります。

以上になります。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（浅海 忠議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時10分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** 議案第3号の令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務事業は、広域的に行うことで、より経済的かつ効率的な執行が求められております。令和4年度一般会計の予算編成に当たりましては、組合を構成する市町において厳しい財政状況が続く中、構成市町の負担金が主たる財源である本組合の財政運営においては、こうした市町の財政状況を十分に認識し、歳入の確保と歳出の削減、また抑制に努め、新型コロナウイルス禍においても事業の継続が求められる、生活に欠かすことができない事業である消防救急、環境衛生及び福祉保健医療の分野において、1市4町9万人の負託に応えるため、組合全体で一丸となって秩父地域全体の安全・安心・快適なまちづくりを実現するため、予算を取りまとめました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。

第1条では、令和4年度予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,405万7,000円、前年度予算額32億6,102万3,000円に対して、1,303万4,000円の増額、率にして0.4%の増としております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほど説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

2ページおめくりいただき、4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。救急自動車整備事業及び消防庁舎整備事業のための起債で、起債限度額を前年度と比較し、2,590万円減額の5,210万円とさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9つの負担金額の合計が26億5,445万9,000円で、前年度と比較して113万9,000円の減額となります。歳入全体に占める割合は81.08%になります。ご案内のようにこの市町負担金は、組合規約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。

負担金明細書は、予算書の40ページに記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、第2款使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,489万円で、これは火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。



次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は3億32万5,000円で、主なものは、処理施設持込手数料及び有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料でございます。

第2目消防手数料は125万6,000円で、危険物施設許認可と火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入、こちらは96万9,000円で、土地貸付収入、建物貸付収入及び公共施設整備基金の預金利子でございます。

1ページおめくりいただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。第2項財産売払収入は25万3,000円で、更新予定の救急自動車の売却によるものでございます。

次に、第4款繰越金は1億2,000万円となります。これは、令和3年度予算の予備費、現計予算額の不用見込額を新年度の繰越金として計上し、歳入財源とさせていただくものでございます。

次に、第5款の諸収入、第1項組合預金利子は6,000円でございます。

第2項雑入は1億1,979万9,000円で、秩父クリーンセンターの売電収入を7,354万9,000円、有価物売却代として、カン売却代から羽毛布団売却代として4,189万1,000円を計上いたしました。

なお、前年度と比較して、2,783万7,000円の増額、率にして30.27%の増となりますが、有価物売却代のうち、カン売却代、紙類、アルミガラ・銅線類及びペットボトルの売却単価が、コロナウイルス発生前の水準に戻ってきたことが要因となっております。

1ページおめくりいただきまして、12ページ、13ページをお開きください。第6款組合債は5,210万円で、救急自動車及び消防庁舎の整備に係るものでございます。

なお、救急自動車の整備につきましては、地方交付税措置のある地方債の活用を予定しております。

次に、歳出に移ります。1ページおめくりいただき、14ページ、15ページをお開きください。まず、第1款議会費は316万7,000円で、主なものは、議員報酬、調査旅費、会議録調製委託料でございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億4,236万5,000円となり、前年度と比較して384万5,000円の増額となります。令和3年度末退職者に係る埼玉県市町村総合事務組合負担金の増額、制度改正に伴います人事給与システムの改修及び隔年実施しておりますファイリングシステム維持管理経費の計上による委託料の増額、埼玉県共同入札参加受付負担金、これは隔年のものでございますが、こちらの計上により負担金、補助及び交付金が増額となっていることが要因でございます。15ページから17ページに記載してございます職員14人分の人件費や、各システムの維持管理等に係る費用などでございます。

第2目公平委員会費、16ページ、17ページになりますけれども、公平委員会につきましては4万8,000円でございます。

さらに、1ページおめくりいただきまして、18ページ、19ページをお開きください。第2項監査委員費は、24万6,000円でございます。

次に、第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は、5,112万4,000円でございます。前年度と比較して424万2,000円の増額となりますが、主な要因は、職員配置に伴う人件費の増額によるものでございます。介護認定審査会委員の報酬や職員4人分の人件費、第11節役務費のネットワーク通信代、第13節使用料及び賃借料の審査会システムに係るシステムの使用料などが主なものでございます。

第2目自立支援審査会費は、1,064万7,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1ページおめくりいただきまして、20ページ、21ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は、1,735万4,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務や、フィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第2目循環器検診費は、634万6,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は、5,786万5,000円でございます。この事業は、第12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業を秩父郡市医師会に委託して実施する経費を2,290万5,000円、第18節負担金、補助及び交付金に二次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者の受入れ体制を整備するため、病院群輪番制度へ参加する秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院への補助金3,496万円となっております。

次に、第4目斎場費は8,511万1,000円で、前年度と比較して194万4,000円の減額となります。職員人件費の減額によるものでございます。斎場費の主な経費は、職員、会計年度任用職員合わせて4人分の人件費と斎場運営及び維持管理に関する経費を計上しております。

22ページ、23ページを御覧ください。次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は9,276万1,000円で、前年度と比較し、12万2,000円の増額となります。清掃総務費の主なものは、職員4名分の人件費と、第10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億5,765万5,000円で、前年度に比べ302万4,000円の減額でございます。職員4人分、会計年度任用職員2人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料、工事請負費などでございます。

27ページの第14節工事請負費の1段目に、1号煙道排ガス分析計更新工事2,066万円がございませう。この分析計は、大気汚染防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、排ガスのうちばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素及び酸素、この6成分の濃度について

て、生活環境に影響を与えないよう常時監視と記録を行う重要な設備で、2系統ごとに設置されておりまして、1号炉用分析計の更新工事を行うものでございます。

第3目環境衛生センター費は、1億5,302万6,000円でございます。職員4人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料でございます。

第12節委託料に廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円がございます。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務など、秩父リサイクル事業協同組合に委託をしているものでございます。

28ページ、29ページを御覧ください。第4目廃棄物収集費は1億9,140万円でございます。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。

次に、第5款消防費でございますが、令和3年度予算では、消防施設の運用経費も含め常備消防費として計上しておりましたが、予算執行の透明性の向上と適切な予算管理を行うため、令和4年度から消防庁舎、車両及び通信施設の運用経費を消防施設費として計上することといたしました。

まず、第1目常備消防費は13億7,558万6,000円で、前年度比1億5,976万4,000円の減額でございますが、このうち1億4,546万4,000円につきましては、30ページでございます第2目消防施設費に計上しております。消防費全体では、前年度に対して1,430万円の減額となっております。常備消防費は、再任用職員6人を含む消防職員179人に係る職員人件費13億970万5,000円が主なもので、この人件費は、前年度比843万3,000円の増額となっておりますが、再任用職員1名分の増と、それから令和3年度に退職者がおりますことから、埼玉県市町村総合事務組合特別負担金が発生するため増額となっております。

1ページおめくりいただきまして、30ページ、31ページをお開きください。第2目消防施設費は、ただいま申し上げましたとおり、消防庁舎、車両及び通信施設に係る維持管理経費を1億4,546万4,000円計上しております。

32ページ、33ページを御覧ください。第14節工事請負費は、竣工から20年経過し、消防本部庁舎の空調設備である冷温水発生機に不具合が多く発生していることから、電化設備への更新工事を実施したいものでございます。

第17節備品購入費のうち、救急自動車1,820万円と救急自動車積載資器材1,180万円でございますが、昨年度まで一括で予算計上しておりましたが、別々に入札をすることで参加業者を増やすことができることから分けて計上したものでございます。南分署に配備されている平成25年式の救急車を更新整備するもので、更新後の現在の救急車は本署へ配置換えし、できる限り新しい救急車を配備するようローテーションを行いたいというふうに考えてございます。

次に、第6款公債費、第1目元金、こちらは3億3,442万9,000円で、前年度比3,273万4,000円の増額となります。元金の増額の要因は、令和2年度借入れの消防防災拠点設備、小型動力ポンプ付水槽車及び救急自動車に係る元金償還の開始によるものでございます。

第2目利子は946万3,000円で、前年度比374万8,000円の減額となります。減額の要因といたしましては、令和2年度同意分の消防防災拠点施設整備事業、小型動力ポンプ付水槽車整備事業、救急車整備事業の借入れが低利で借入れできたことによるものでございます。

次に、第7款諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

次に、第8款予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

34ページ以降は給与費明細書などがございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長（浅海 忠議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 午前中に水道事業の補正予算のところの賃借料の関係出たのですが、賃借料につきまして3点ほどございますので、斎場費、それから環境衛生センター費、消防施設費、ここでそれぞれ上げられておりますけれども、私、11月の定例会のときに決算審査のほうでこの質問をさせていただいているのですが、金額を見ますと全く同じものが計上されているようでございますので、その辺りにつきまして賃借料の考え方について伺いたいと考えます。

そこで1つ目として、地権者の数と地権者ごとの賃借料の額、それから2つ目に土地買収ができない理由、または買収の見通し、3つ目といたしまして賃借料の算定方法、これについてそれぞれ伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

事務局次長。

（野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

**野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長** ただいまの16番、猪野議員のご質問のうち、私からは、予算書22、23ページ、斎場費の敷地賃借料と、28、29ページ、環境衛生センター費の土地賃借料についてお答えをいたします。

まず、斎場費の敷地賃借料の地権者の数ですけれども、秩父市と個人所有1名の2者でございます。賃借料につきましては、秩父市分が365万4,528円、個人所有分が34万1,880円でございます。

次に、土地の買収についてでございますが、秩父市所有の土地につきましては、旧火葬場の時代から借用していた土地が大半でありましたので、斎場を建設するに当たり継続して借用することを前提に、事務を進めたものでございます。

また、個人所有分でございますけれども、建設当時秩父市において市営馬場の借用地であった当該土地について、斎場を拡張して建て替える案で検討した際に、個人地権者へ訪問し交渉したところ、秩父市に貸しているが、秩父広域にも土地を貸すのには協力するが、売る気は全くないとのこ

とで、その後、契約書の取り交わし等において交渉を重ねましたが、いずれも同様の立場でございました。今後も賃貸借契約の更新時等において再度、買収交渉をしてみたいと考えております。

次に、賃借料の算定根拠でございますが、秩父市土地貸付料等算定基準に基づいて算定したもので、2者ともに同額の坪当たりの単価を使用し算出しております。

続いて、環境衛生センター費の土地賃借料の地権者数ですが、個人地権者として198名でございます。実際には共有林であるため、賃貸借契約者は確認共有山林会と契約をしております。賃借料額ですが、33万7,920円を確認山林共有会に一括して支払っております。

次に、土地買収ができない理由ですが、地権者が198名いるため、全員の所在地を確認し合意を得ることは非常に困難であることから、買収については難しいと考えております。

次に、賃借料の算定根拠ですが、周辺地域の土地固定資産評価額を参考に算出しており、両方で協議を行いまして、合意の上、決定をしております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 消防本部次長。

（黒沢敬三消防本部次長兼危機防災管理監登壇）

**黒沢敬三消防本部次長兼危機防災管理監** 16番、猪野議員のご質問のうち、私からは、消防所管分の予算書32、33ページ、消防施設費、使用料及び賃借料、消防本部庁舎敷地賃借料についてお答えをいたします。

初めに、敷地賃借料の地権者数でございますが、消防本部庁舎敷地の賃貸借契約をしている地権者は6名でございます。また、地権者ごとの賃借料額につきましては、最高額をお支払いしている方が311万8,884円、最低額をお支払いしている方が25万284円でございます。

なお、個別の賃借料額につきましては、契約更新に支障が生じるおそれがございますので、控えさせていただきたいと存じます。ご理解を賜りたいと思います。

次に、土地が買収できない理由、または買収見込みについてでございますが、令和3年第3回定例会において猪野議員の令和2年度決算に関する議案質疑において、消防本部庁舎賃借についてのご質問を受け、消防長より答弁をさせていただいたとおりでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、賃借料の算定根拠でございますが、以前、水資源開発公団と秩父市が賃貸借契約を行っていたことから、その賃借料を参考に現在に至っているものと認識をしております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** ありがとうございます。消防のほうを先に聞きますけれども、11月の定例会のときに消防長から買収できない理由として、買収するのに多額のお金がかかって、非常に支出するのに大変だというような意味合いの答弁があったと思うのですけれども、実は消防署はあそこ

に移転されて20年ぐらいたっているのですかね。普通賃借料の設定については、買収の場合の6%の金額ということなので、17年もすると買えてしまう状況なのですね。賃借料をずっと払っていきます。そうすると、そういう考え方が続きますと既にお金を払ってしまうということなのです。ですから、多額のお金が必要なので買収できないという、賃借でやむを得ないというような考え方は、私は違うと思うのですけれども、買収に向けて努力する必要があるかと思いたすけれども、その点お聞かせください。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

消防長。

**町田 進消防長** 今猪野議員のほうから多額の賃借料を払っているというようなご質問でありましたが、消防のほうで公租公課倍率法という、住宅地の場合は固定資産税の3から5倍が理想的な相場というところで計算したところ、どこの地権者の賃借料がというところまでは申し上げることはできませんが、4.58倍という、その法からいいますと妥当な相場というような倍率ということで、一般的には高額ではないというような認識を持っております。

また、私が11月の議会のごときにご質問受けまして、買取りができないというようなお話をしたわけですが、消防本部、消防署というのは、将来的な消防行政の在り方とか、それと背景によって、消防本部、署の立地条件とかが変化をするような状況もございます。そのような中で、現在では買取りは進めないほうが適正ではないかということで答弁させていただきました。よろしくお願ひします。

**議長（浅海 忠議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** 消防長の説明はちょっと理解できないのですけれども、事業に必要な用地は原則買い取るべき、取得すべきだと思うのですよ。買い取れる状況があるのだったら、しっかり買取りをしていくと。もし買い取らないで今の賃借の状況が続いていたら、今の賃借料ずっと払っていくのですね。また、2回分買った分ぐらいの賃借料払うことになってしまうのです。そういった観点からして、どうしてもその考え方を改める必要があると思うのです。ですから、1年に1回、予算編成の時期でもいいですし、あとは賃貸借契約の更新時でもいいですから、必ず買収交渉をしていくということをしてほしいと、私は思うのですよ。先ほど環境衛生センターの場合は、共有林だから、これは実質的に不可能だから、それはやむを得ないと思いたすけれども、斎場につきましても、秩父市の土地については、これは買取りをするというような対応すべきだと思いたすし、消防庁舎の敷地につきましても買取りを進めていくという方向で進めてもらいたすと思いたすけれども、その辺は取組はいかがでしょうか。

**議長（浅海 忠議員）** 消防長。

**町田 進消防長** 今猪野議員のほうからの買取りというところにつきましてですが、買取りにつきましては検討してまいりたいと存じます。

(「斎場」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 事務局次長。

野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長 斎場につきましても、今後事務局内で協議をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長(浅海 忠議員) 他に質疑ございませんか。

2番、山中進議員。

2番(山中 進議員) 2番、山中です。1点だけ確認させてください。先ほど局長が、負担金や分担金について事細かに説明されておりました。9万1,000とか2,000とかという、この秩父地域全体の人口が減ってくる中で、この分担金が今後どうなるのか、負担金がどうなるのか、その推移が分かれば説明を願いたいと思います。

議長(浅海 忠議員) 事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 ただいまの山中進議員のご質問ですけれども、先ほど予算の説明の中で、令和4年度負担金の歳入予算に占める割合というのが81.08%ということでお話をさせていただきました。過去5年間の負担金の割合というのを、ざっとのお話になるのですけれども、75.79%から83.83%という幅の中で、予算の中では率としては負担金となっているような状況でございます。組合の自主財源というのが限られておりますので、どうしても負担金に頼るところがございますけれども、今後も予算全体に占める割合というのは同じような形で推移していくものというふうに考えております。ただ、令和4年度、先ほどの予算の説明の中でも、前年度に対して負担金額113万9,000円減額とさせていただきました。予算編成に当たっては、負担金が各市町への影響という部分で少なくなるように、この辺は努めてまいっておりますので、引き続き同様にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(浅海 忠議員) 3番、黒澤秀之議員。

3番(黒澤秀之議員) 3番、黒澤です。質問させていただきます。通告してありますので、順次お答えいただけると思いますので、よろしくお願ひします。

歳入のところで10、11ページ、先ほども若干ご説明いただきましたが、5款2項1目1節、有価物収入4,189万1,000円、昨年度比でいいますと2,169万2,000円の増額ということで、約倍になっていると。これまでも補正予算のところでも確認をさせていただきましたが、有価物の単価が上がっているというお話もお聞きしましたが、倍近くの額になっていますので、改めてなのですけれども、増額の要因ですね、市況価格というのはいろいろあると思いますけれども、令和4年度における有価物収入の要因ですね、考え方あれば教えていただければと思います。これは歳入です。

歳出に移りまして、24、25ページ、一番下なのですが、4款2項2目12節、ごみ焼却処理施設精密機能検査業務委託料298万円の内容を教えてくださいと思います。

続いて、4款2項2目12節、その下になりますけれども、屋内消火栓設備ホース耐圧性能試験業務委託料10万9,000円、恐らく去年なかったものだと思うのですけれども、これをどうなのか、教えてくださいと思います。

続いて、次のページ、26、27ページ、上のほうですね、4款2項2目14節、説明が議案の説明のときにありましたが、1号煙道排ガス分析計更新工事2,066万円、先ほど6成分の検査をするということで、2系統あって1系統ごとに設置されているということなのでしょうけれども、更新工事ということなので、周期ですね、ある程度たってまた更新工事しなければいけないのだと思うのですけれども、そしてこの6成分の濃度を測らなければいけない。これは必要なことだということだったので、更新工事の周期を教えてくださいと思います。たまたまこれが今回当たったのだと思うのですけれども、お願いします。

それから、その下です。建築設備生活用受水槽ポンプ更新工事212万3,000円の請負内容ですね、それから同じようにその下、燃焼ガス冷却設備純水移送ポンプ更新工事209万円、これの工事請負費の内容を教えてくださいと思います。

30、31ページ、今度は消防の関係になると思いますが、真ん中辺に5款1項1目13節、プール使用料というものがあって、これは昨年多分なかったと思うのですけれども、4万7,000円、額は少ないのですが、この内容についてお伺いさせていただきます。

それから、その下、一番下のほうになります。消防施設費の中で5款1項2目10節、修繕料、今回令和4年度から予算が分けられたということもあるので、この修繕料につきましては、昨年度恐らく1,022万2,000円だったと思うのですけれども、4年度が1,477万1,000円、修繕料ということで額が大きいので、その修繕料の内容についてお伺いさせていただきます。

それから、32、33ページに移りまして、3,500万円の秩父消防本部庁舎空調改修工事につきましては、先ほど補正予算のところでお聞きしましたので内容は割愛させていただきます。

32、33ページの5款1項2目17節、救急自動車積載資器材購入ということで、救急車が1,820万円、資器材が1,180万円ということで、議案の説明では、配備するのが南分署に配置して、平成25年式の救急車を更新をしますよという議案の説明だったと思うのですけれども、それもう少し詳しくお聞かせいただきたいのと、救急車は毎年なのですよね。これ前も聞いたかもしれないのですけれども、毎年更新するものになるかもしれないのですけれども、更新計画に基づくだろうと思うのですけれども、これ恐らく本署を入れると5分署、本署があって4分署ですね、毎年毎年救急車を更新していくのかなという考え方なのかどうかをお聞かせください。毎年更新していくとなると、救急車の公債がどんどん毎年借金を重ねていく形になると思いますが、その辺についてお聞かせいただければと思います。



あと、最後ですけれども、32、33ページ、7款1項1目24節、公共施設整備基金積立金1,000万円、過去公共施設の整備基金は積み立てたほうがいいのではないですかという話を、私だけではなくて、ほかの議員さんもお話あったと思うのですけれども、予算の質疑ではあるのですけれども、令和3年度はどのぐらい結果的に積み立てることができそうなのか、教えていただければと思います。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

事務局次長。

（野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

**野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長** 3番、黒澤議員のご質問のうち、まず予算書10、11ページ、歳入の雑入の有価物売却代の増額につきましてお答えをさせていただきます。

議案第1号、一般会計補正予算のご質問の中でもお答えしましたとおり、市況価格の上昇により売却額が増加することが主な要因となります。令和4年度予算において想定する売却単価は、本年度上期の実績を基に算出をしております。前年度比でカン売却代のうちスチールカンで5.6倍、アルミカンで1.9倍、アルミガラ・銅線類では、アルミガラが2.7倍、銅線類が2.9倍、ペットボトルでは5.6倍となっております。次年度においても、当面は現在の市況価格で推移していくと想定しております。

また、解体家電部品につきましては、排出売却量の増加によるものでございまして、受け入れた家電製品を以前は手作業で解体しておりましたが、重機を使用して解体選別を行うことにより効率化が図られ、内蔵された基盤やモーター等の排出量が増加しており、本年度当初見込額より増加すると想定をしております。

続きまして、クリーンセンター費に該当する部分でございますが、予算書の24、25ページ、委託料と、26、27ページの工事請負費の5件について順次お答えをさせていただきます。

まず、委託料のごみ焼却処理施設精密機能検査業務委託料につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づいて行う廃棄物処理施設の維持管理上必要な、おおむね3年に1回行う定期的な検査となります。この検査業務につきましては、専門的な知識や経験を有する事業者へ委託し実施をするものです。業務内容は、施設の運転管理実績や設備機器等の状況を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準と比較することにより、機能や設備機器類の稼働状況を検査し、必要な改善点を探り適正な維持管理を実現させるものです。

次に、屋内消火栓設備ホース耐圧性能試験業務委託料ですが、こちらは消防法第17条の3の3の規定に基づき、屋内消火栓等の消防用ホースについては、設置後10年を経過したものについては、機器点検時にホースの耐圧試験が義務づけられております。その後は3年ごとに耐圧試験を行うこととされておまして、クリーンセンターに設置されている消火栓ホースは10年以上経過してございまして、3年ごとに耐圧試験を行う必要があり、次年度、該当年度に当たるため実施をするもの

でございます。

次に、26、27ページの工事請負費、1号煙道排ガス分析計更新工事でございますけれども、こちらは耐用年数が約10年とされてございます。前回の更新から13年以上経過していることから、更新が必要となっております。また、令和2年度には故障が多発をしておりました2号の煙道排ガス分析計の更新工事を先行して実施してございます。

次に、建築設備生活用受水槽ポンプと燃焼ガス冷却設備純水移送ポンプの更新工事についてでございますが、生活用受水槽ポンプは、原動機出力2.2キロの横型多段渦巻揚水ポンプ、純水移送ポンプは、出力3.7キロワットの横型片吸込渦巻揚水ポンプで、生活用上水や焼却炉ボイラー用純水を所定の設備まで給水するためのポンプとなります。いずれのポンプも本体2台が設置されており、今回それぞれのポンプ本体と配管等の附属機材一式の更新工事を実施する予定でございます。更新の理由としましては、両ポンプの設備はクリーンセンターの竣工当時から継続使用しているため、ポンプの耐用年数の目安である15年を大きく超えており、性能の低下や突発的な故障が懸念されることから、次年度更新工事を実施したいものでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 警防課長。

（山中寛美専門員兼警防課長登壇）

**山中寛美専門員兼警防課長** 3番、黒澤議員の第3号議案質疑について、私からは、消防所管分である30、31ページ、使用料及び賃借料のプール使用料の内容について、32、33ページ、備品購入費の救急自動車の内容及び配置場所について、順次お答えいたします。

最初に、プール使用料の内容についてお答えします。令和4年度水難救助訓練に伴うプール使用料でございます。市民プールを水難救助隊員選考訓練として、1日1,540円で2日間使用するものと、群馬県立敷島公園の飛び込み専用プールを水難救助隊員が基礎訓練や各種検索要領訓練として、1日2万1,840円で2日間使用するためのものでございます。

次に、救急車の内容についてでございますが、車両の仕様につきましては、車両主要諸元は総排気量2,400cc以上、最高出力140馬力以上、使用燃料、無鉛レギュラーガソリン、車両総重量3,500キログラム以下、駆動装置、4輪駆動となっております。

次に、救急資器材といたしましては、観察用資器材は、患者監視装置、血中酸素飽和度測定器、聴診器、携帯用血圧計など、処置用資器材は、除細動器、輸液用資器材一式、気管挿管セット一式、人工呼吸器など、搬送用資器材は、ストレッチャー、スクープストレッチャー、全脊柱固定器具、ターポリン担架などがございます。

次に、配置場所につきましては、秩父消防署南分署を予定しております。なお、現在配置してある南分署の救急車につきましては、本署の平成14年登録の車両と入れ替えまして、本署のほうで運用する予定となっております。

また、救急車を毎年更新するかとのことにつきましては、現在救急車両を11台運用しておりますが、車両整備計画に基づきまして車両の状態など見ながら更新を図っていきたく存じます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

**富田豊彦事務局長** それでは、私のほうから基金の運用実績ということでお答えをさせていただきますけれども、公共施設整備基金積立金の令和3年度の決算といいますか、運用実績につきましては、まずは令和2年度末の基金積立残高、こちらが177万671円の運用、これに加えて令和3年度予算計上額の1,000万円のうち、利子分を除いた999万9,000円を昨年6月から定期預金で運用しております、令和3年度の運用益、令和2年度末からの運用と、それから令和3年度に新たな運用を始めたものですが、そちらのほうの合わせた運用益が、見込み利息になりますが、184円となりまして、令和3年度末における公共施設整備基金の積立額1,176万9,855円となる見込みでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 総務課長。

（加藤好一総務課長登壇）

**加藤好一総務課長** 私からは、予算書30、31ページ、需用費、修繕料についてお答えいたします。

修繕料の内容ですが、本部庁舎、各分署の一般修繕、車両の車検整備、法定点検、一般修繕、警防備品の修繕、救急備品の修繕、はしご車のはしご部分の定期点検、エレベーター外部連絡装置取付け修繕、無線基地局バッテリー交換、修繕等でございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。1つは、清掃総務費ないしはクリーンセンター費ないしは衛生センター費の中の、先ほど質問にあったところで工事請負費があるのですが、この辺は答弁の中では、例えばポンプの更新については、竣工して15年、竣工して以来変えていなくて、15年に1回ぐらい変えなければいけないとか、そういった話があるのですが、前も聞いたかもしれないのですが、更新期間とか計画とかというのがそもそもあるのかどうかです。いわゆるクリーンセンターだったり環境衛生センターに、いろいろな機器があったり分析計があったりされると思うのですが、それを定期更新をしていく、何年度に幾ら費用が必要だということが多分出てくると思うのですが、そういうのがそもそもあるのかどうか。今の答弁ですと、何となくですけれども、竣工して以来変えていなくて、もう期間を超えているので今回予算化しましたみたいなようにも聞こえたもので、そういうものがあるかどうかをまずお聞きします。

それから、もう一点が、消防の関係の修繕料について今お伺いさせていただきましたけれども、これは修繕料とするものが妥当なのか、はたまた個別に例えば先ほどクリーンセンターのほうにもありましたけれども、こういうふうに更新工事としてあるのだよとか、修繕料で一くくりにしておくものが妥当なのか、それをもう少し分かりやすく予算書に盛り込むほうがなのか、その辺の考え方というのが何かあるのかどうか、お聞かせください。

**議長（浅海 忠議員）** 事務局次長。

**野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長** ただいまの黒澤議員の再質問でございますけれども、施設の維持管理につきましては長寿命化計画というものが基本的でございます。こちらについては15年程度の計画となっておりまして、それに加えて短期、5年ごとの維持管理計画を別につくっております。長寿命化計画の中で更新を決めている部分についても、短期の計画を立てるときに、この部分は大丈夫だろうというところで先延ばしにするような、そのような対応取っておるということでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 総務課長。

**加藤好一総務課長** 黒澤議員の再質問についてお答えいたします。

個別で計上するのがよろしいのか、それとも一括でこのような修繕料として計上するのがよろしいのかというご質問なのですけれども、個別で例えば庁舎のドアが壊れた、車両の車検、そして真空ポンプが壊れた、それから救助資器材で空気分析器が壊れた、そのような細かい部分が積み重なったの修繕となっておりますので、このような一括の方法を取らせていただいております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 他に質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(浅海 忠議員)** 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

**議長(浅海 忠議員)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(浅海 忠議員)** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

**柴岡康夫水道局長** 議案第4号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書、それと併せて議案第4号説明補足資料、この円グラフによりご説明を申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。第1条は省略させていただきまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、1市4町の約4万3,350世帯に対し、(2)の年間約1,400万立方メートルの給水を予定してございます。これを1日当たりいたしますと、(3)の3万8,380立方メートルでございます。また、(4)では、主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第4号説明補足資料の円グラフによりご説明をいたします。円グラフを御覧いただきたいと思います。

まず、資料の上段にございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なりまして、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴でございますが、3条と4条を合わせた合計を収入ベースで見た場合には約61億円、支出で見た場合は約79億円となっております。

次に、左側の円グラフを御覧ください。グラフは、上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は33億2,095万円でございます。その大勢を占めるものとしましては、給水

収益、水道料金でございますが、約22億8,000万円が69%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金が約3億7,000万円が11%、長期前受金戻入が約4億円が12%と続き、この3つの収入で約92%を占めております。

なお、令和3年度と比較し、給水収益が約2,521万円、率にして1.1%の増加となっております。料金統一による給水収益は増収を見込んでおり、負担金により料金収入の補填も見込みますので、収益的収入では約790万円増収となる予定でございます。

下段の収益的支出は29億7,894万円でございます。主な費用構成として、減価償却費が約15億7,000万円が53%を占め、浄水場等の維持管理費が約6億4,000万円の22%で、これに次ぎ、配水管等の維持管理費が約3億2,000万円の11%で、一般管理費が約2億7,000万円が9%、これら4つの費用で約95%を占めてございます。

なお、令和3年度と比較し、減価償却費が5,930万円、4%増加しております。これは、令和2年度建設改良事業費に対するものでございます。

次に、右側のグラフを御覧ください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設・改良のための予算でございます。上段の資本的収入は27億7,831万円でございます。その内訳は、企業債が約5億円で、収入の約18%、出資金が約11億5,000万円が41%、県費補助金が約10億7,000万円が39%を占め、この3つで約98%を占めてございます。

なお、構成市町出資金、県費補助金が、ともに令和3年度と比べ減額となった理由でございますが、補助対象総事業費が減額となったことによるものでございます。

次に、下段の資本的支出は49億6,869万円でございます。その内訳は、配水管等の新設・改良費が約31億7,000万円で、支出の約64%でございます。浄水場等の新設・改良費が約13億円で約26%を占めており、このほか企業債償還金がございます。また、浦山ダム割賦償還金につきましては、令和3年度で償還が完了いたしました。

なお、建設改良費について、令和3年度と比較し増額になった理由につきましては、総事業費が増額になったことによるものでございます。

ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対して約21億円不足してございます。この不足を補填するものとしたしましては、グラフ下の米印にございますように、①の過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億9,357万円、②、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,990万円、③、過年度分損益勘定留保資金14億8,095万円、④、減債積立金3億9,596万円を補填する予定でございます。このグラフの説明は、以上でございます。

別冊の予算及び説明書の5ページにお戻りをいただきたいと存じます。中段の第5条から7ページの第12条までは、継続費や債務負担行為、企業債、一時借入金などを、公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。

また、9ページ以降は、予算に対する説明書等でございます。

なお、議案第4号説明補足資料の2につきましては、構成市町からの繰入れ予定額及び生活基盤耐震化等補助金の予定事業費を整理し、お配りさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（浅海 忠議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 3点ほどお伺いいたします。ページ、14、15、1、企業債、2、出資金の内訳、それから22、23ページの調書があるのですがけれども、この企業債や出資金の内訳から調書全体の計画と工事の進捗状況が分かれば教えてください。

36ページ、その他の営業収益から利用する主な減額内容。

53ページ、130万円を超える随意契約の有無、随意契約があったか、なかったか、130万円を超える。その3点で。

**議長（浅海 忠議員）** 当局の答弁を求めます。

（「議長、休憩をお願いします」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時30分

**議長（浅海 忠議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。

経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 山中議員にご質問いただいた件の中で、事業費全体の中の進捗率についてのご質問でございますが、基本計画の中でもうたっているとおり、広域化事業と運営基盤事業、2つの事業で工事の内容を進めております。令和2年度末の内容になってしまいますが、広域化事業が全体の事業費が60億8,944万8,000円で、基本計画に対して53.7%の進捗率でございます。運営基盤事業につきましては、同じ2年度末ということでございますが、合計で35億3,190万4,000円で、当初の基本計画との進捗率が15.1%の状況でございます。

また、130万円以上を超える随契の予定の内容については、現在のところでは想定がないということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** ありがとうございます。そうすると、今年度の企業債とか出資金の内訳聞いたのですけれども、これは出資金というのは各市町から出る出資金で、これが11億5,200万円、企業債というのは、これはこの工事を進めるに当たって3分の1は国のほうで出るといふあれがありますね。そういう場合、これどうやって見ていいのかということなのですね。1つの事業をするに当たって、今やっているのですけれども、その中で3割は国の補助でやるという金額、ことになっているのだけれども、今年度見るとどのような、多分5億円ということなのですから、これは企業債と各市町の出資金と、それから県費の補助で今年度の工事を進めるということと理解してよろしいのですか。

**議長（浅海 忠議員）** 経営企画課長。

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 山中議員の再質問にお答えさせていただきます。

起債につきましては、予算書48、49ページに記載の予算額が計上されているとおり、予定としては5億円を見込んでいます。

また、出資金につきましては、その下、構成市町の出資金11億5,283万3,000円を予定しております。また、企業債を充てる案件はどのような内容かというお尋ねでございましたが、事業費の中の大きな工事費に充てるという考え方で企業債を充当する考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（浅海 忠議員）** 2番、山中進議員。

**2番（山中 進議員）** 分かりました。要するに全体の枠の中で当てはめていくということなのですね。分かりました。

あと、それから36ページのその他の営業収益における、出ているのですけれども、これは減額もあるのですけれども、ざっと言って金額の大きい営業外収益か、営業収益の主な減額の内容について、ちょっと教えてください。収入のところです。

**議長（浅海 忠議員）** 経営企画課長。

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 山中議員の再質問についてお答えします。

主な営業外収益の内容ですけれども、当初料金改定時に各市町で負担していただきました内容の統一料金の負担金の減額が、一番大きな内容でございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** また、賃借料でお伺いしたいのですけれども、41ページの水道施設用地賃借料952万7,000円、それから水道用地賃借料ということで、43ページ、これが78万3,000円、この水道用地の賃借料につきましては、令和3年度は96万6,000円から大きく減額されていますけれども、こ



の2件につきまして、地権者数と地権者の賃借料、それから土地買収ができない理由と買収の見込み、それぞれ賃借料の算定根拠についてお聞かせください。

**議長（浅海 忠議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 猪野議員のご質問について、水道施設用地及び水道施設用地賃借料につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、地権者数の内容でございます。水道事業会計予算の41ページでございます水道施設用地の賃借料952万7,000円は、主に浄水施設、送配水施設に関わります賃借料になります。令和3年度の実績を基にお伝えいたしますと、地権者数が70件でございます。地権者ごとの賃借料につきましては、件数が多数でございますので、そのうち最も高い高額なものを申し上げますと、1件、年間567万456円をお支払いしている物件がございます。

次に、水道事業会計予算書43ページ、水道用地賃借料78万3,000円につきましては、主に配水池やポンプ施設に関わります賃借料で、地権者数は48件でございます。地権者ごとの賃借料につきましても、こちらも件数が多数でございますので最も高額のものをお答えさせていただきますと、年間9万9,500円のお支払いをしている物件がございます。

次に、土地買収できない理由、または買収見込みについてお答えいたします。事業統合以来、新規で施設用地を取得する際には、経済性の観点から買収による取得を基本としております。ただし、地権者との交渉の中で、場合によっては賃貸にせざるを得ない状況があるということがございますので、ご理解をいただければと存じます。

また、事業統合前における賃借の土地の買取りにつきましては、現在広域化による施設の統廃合を進めておまして廃止となる施設もあることから、将来の使用状況を考慮し、検討してまいりたいと存じます。

最後に、賃借料の算定根拠につきまして、当該土地の土地評価額の算定をした後に、年間の固定資産税標準額を見積もりまして、税額におよそ3倍の金額を年間の賃借料として交渉することを基本としております。こちらにつきましては、土地の状況や交渉内容により条件は変わりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今後買取りに関する内容でございますが、土地の取得につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、原則買取りという方針で進めていきたいと考えております。賃借をしております土地につきましても、今後契約を更新するとき等において地権者と交渉させていただいてご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 16番、猪野武雄議員。

**16番（猪野武雄議員）** ありがとうございました。今後取得交渉していくということで結構だと思う

のですけれども、私がなぜこれをこだわるかといいますと、やはり大事な施設の用地ですから、賃貸借というのは非常に不安定だと思うのですよ。借地借家法が適用されて保護されるところもあると思いますけれども、やはり相続だとか、そういうことが発生したときに賃貸もままならない状況になりますので、ぜひ一筆でも一人でもいいから進めてもらえればと思っています。非常に相手のある交渉なのでエネルギーを使いますけれども、業務を計画していく中で、ぜひ取得をする方向で進めてもらいたいと思いますが、決意をお願いします。

**議長（浅海 忠議員）** 水道局長。

**柴岡康夫水道局長** 先ほど次長のほうからも答弁させていただきましたが、できるだけ土地を購入していく方向で、職員のほうも指導させていただいて、地権者にはご理解いただくように努力させていただきたいと存じます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 他に質疑ございませんか。

3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** 3番です。順次質問をさせていただきます。

まず、水道事業会計予算見積書の4ページ、5ページに、先ほど議案の説明で業務の予定量というのがあったのですけれども、令和4年度の水道料金の給水収益が22億8,920万2,000円ということで、給水戸数が4万3,350、昨年度から比べると50、給水戸数が増えておる。その前の年は同じなのですけれども、4万3,350、年間総給水量が約140万立米。加入金、予算ベースでいきますと2,005万3,000円、これは昨年度比でいうと566万5,000円少ないのですね。過去のこの業務の予定量を見させてもらって、過去の予算書を見させていただきますと、給水戸数は若干増えるのですけれども、年間総給水量が50万立米ぐらい減ったり、加入金も566万円ぐらい減ったりというような、令和4年度の予算になっているわけなのですけれども、給水収益、昨年度は横瀬町と小鹿野町が負担をするということで、実質、令和4年度から一律で料金体系が整った形での予算になるわけなのですけれども、給水収益の今後の見通しについて、先ほどあった業務の予定量含めてお伺いをさせていただければと思います。

次いで加入金のほうは、先ほどもお話ししたとおり、36、37ページを見ていただきますと加入金大幅に減っているのですね、566万5,000円減っています、昨年度比22%ぐらいがくんと減っているわけなのですけれども、この内容についてお伺いをさせていただければと思います。

それから、もう一点、38、39ページを見ていただきまして、不用品売却収益123万4,000円というのが載っているのですね。これは付記が書いてないので、昨年度はちなみに80万8,000円だったので、不用品売却収益の内容についてお伺いできればと思います。それが収益的収入の質問です。

収益的支出の質問に入ります。40、41ページ、1款1項2目14節、緊急漏水修繕ということで

9,300万円、今年は予算化されております。これ昨年度は9,000万円だったのですけれども、この緊急漏水修繕の増額した要因というか内容ですね、予算化したこの額の300万円増額しているわけで、緊急漏水が多くなっているとか、そういうような状況があつて予算を増額しているのだと思うのですが、そういう状況の中身、増額の理由についてお伺いさせていただきます。

同じページに1款1項2目14節、仕切弁・減圧弁等修繕708万3,000円、昨年度に比べますと488万3,000円増額になっております。これは緊急漏水修繕と絡めての話なのかもしれませんが、仕切弁・減圧弁等の修繕が、2倍までいきませんが、増額をされておりますので、その理由についてお伺いさせていただきます。

続いて、44、45ページ、真ん中辺ですね、1款1項3目15節、水道料金等の包括的業務委託ということで1億3,922万7,000円、委託料のところにあるのですけれども、これ昨年度より3,705万9,000円増額になっているのですね。その内容ですね、水道料金等の包括的業務委託が3,700万円ぐらい増額になっている理由についてお伺いします。

それから、同じページのちょっと下に賃借料があるのですけれども、1款1項3目17節、料金・会計システムハード・ソフト賃借料330万円ですね。この昨年度比267万円ぐらい増額になっております。これの内容についてお伺いさせていただきます。

続いて、収益的収入、支出は終わりました、資本的収入の質問に入りますが、48、49ページを見ていただいて、1款2項1目1節、浦山ダム建設費割賦負担金償還元金出資金というのが昨年まであつて、今年度なくなっているのですね。改めてなのですけれども、この浦山ダムの建設費割賦負担金償還元金出資金がなくなった理由を教えてくださいと思います。

それから、資本的支出のほうに移りまして、52、53ページ、真ん中辺にあります工事請負費ですが、1款1項2目11節、市道尾田蒔498号線外配水管撤去工事740万円の内容ですね。

それと、54、55ページ、1款1項4目1節、施設用地購入費300万円、補正予算のときに600万円の話の聞きましたが、令和4年度の水道事業の予算として施設用地購入費が今回300万円計上されておりますので、施設用地の内容、場所等を教えてくださいと思います。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 3番、黒澤議員のご質問について、私からは、経営企画担当の項目を順次お答えさせていただきます。

令和4年度水道事業会計予算見積書36、37ページ、1款1項1目1節水道料金22億8,920万2,000円、給水収益の今後の見通しにつきましてお答えさせていただきます。長期的には秩父地域における人口減少を考慮した場合、収益の減少はやむを得ない状況であると考えております。一方で短期的に見ますと、新型コロナウイルス蔓延による事業者等の使用水量の減少傾向もありますので、令和2

年度以降、給水収益に与える影響は大きいものと考えております。

なお、給水戸数は横ばいであるが、年間総給水量、加入金が減少しているということでございますが、給水戸数に関しましては、核家族化の進展などによりまして微増もしくは横ばいの傾向でございます。一方、年間総配水量に関しましては、人口減少を反映し、今後も減少傾向となる見込みでございます。

また、加入金に関しましては、新規契約者が横ばいの状況にありますので、将来的にも増加を見込むことは困難であろうと考えております。

次に、38、39ページ、1款2項7目1節、不用品売却123万4,000円の内容でございますが、水道メーターにつきましては、新品のメーターを購入するものと、検定満期となり引き上げたメーターのうち、再利用が可能なものを原則2回修繕を行いまして設置しております。修繕が不可能なメーターにつきましては、原則2回の修繕を実施したものであるということですが、検定満期を迎えたもの、もしくは設置中に故障、破損があったもの、これが該当するというところで、このメーターを不用品として売却収益させていただいている内容でございます。

また、メーターにつきましては、計量法で有効期間が8年間以内と定められておりまして、期限を迎える前に交換する必要があることから、順次交換を実施しているところでございます。対象となるメーターの数が各年度において増減するため、毎年予算の増減が生じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、予算見積書44、45ページの1款1項3目15節委託料の水道料金等包括的業務委託1億3,922万7,000円、昨年度比と3,705万9,000円の増額の理由でございますが、水道料金等の包括業務委託の業務の内容につきまして見直しを行いまして、委託業務の一部拡充を行いました。拡充内容につきましては、給水装置工事管理業務、これは給水工事の申込みの際の受付及び指定給水装置工事事業者、これは通称指定工事店と呼ばれるものですが、こちらの交付業務につきまして委託受注者が行う業務とすることでございます。

また、システム等ハード面の契約につきましても、現在システムごとに個々の契約を締結しておりましたが、一括して包括業務委託に取り入れ、新たに納付書等印刷製本業務も含めた契約となっております。併せて人件費等の増額も加味したものでございます。

次に、同ページ、1款1項3目17節賃借料の料金・会計システムハード・ソフト賃借料330万円、昨年度比266万6,000円増額の理由でございますが、令和3年度の予算につきましては、システムリース期間が終了いたしまして、再リースにて1年間延長した費用でございます。再リースは、通常のケースで、年間の使用料の1か月分程度で年間のリースが可能となるため、安価な予算となっております。令和4年度予算につきましては、新たにリース契約を進める内容でございますので、差額が生じている内容でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、48、49ページ、1款2項1目1節構成市町出資金から浦山ダム建設費割賦負担金償還元

金出資金がなくなった経緯でございますが、別所浄水場における安定水利権を確保するため、統合前の秩父市水道事業の時代より、水道会計において浦山ダムの建設負担金を償還してまいりました。この償還金に対しましては、埼玉県からの補助金、秩父市からの浦山ダム建設費割賦負担金償還元金出資金を財源として償還を行ってまいりました。このたび令和3年度末をもちまして23年間の償還期間が終了することから、令和4年度の予算の計上は行っておりません。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 皆野・長瀬事務所長。

（井上昌行皆野・長瀬事務所長登壇）

**井上昌行皆野・長瀬事務所長** 私からは、42、43ページ、1款1項2目14節、収益的支出、修繕費、緊急漏水修繕の増額理由についてお答えいたします。

主な理由といたしまして、皆野・長瀬事務所管内で発生した配給水管漏水修理に伴う修繕費の増額でございます。皆野・長瀬事務所管内の漏水発生件数及び修繕費は年々増加しており、当初予算で計上している額では足りず、ほかの課、所、主に工務課からの予算流用で対応してまいりました。本年、令和3年度におきましても、既に工務課より流用し修繕を実施しております。以上のような理由から増額の予算となっております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

**千島 武大滝・荒川事務所長** 私からは、42、43ページ、1款1項2目14節修繕費のうち、仕切弁・減圧弁等修繕708万3,000円、前年比488万3,000円の増額理由についてお答えします。

主な理由といたしましては、当事務所管内、大滝地区の国道内に設置してあります送配水管用の仕切弁筐のうち、経年劣化等により蓋が開けられないものや陥没している弁筐が複数箇所あり、これらの修繕費用を新たに計上したことにより増額となったものでございます。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

**田巻政利工務課長** 私からは、加入金についてのご質問と資本的支出についてのご質問にお答えをいたします。

まず、36、37ページの1款1項2目1節加入金についてですが、令和2年度の決算額と同額を予算計上しております。加入金の予算につきましては、例年、前年度の決算額を計上しており、来年度も同様に計上いたしましたが、令和2年度は令和元年度と比較して給水装置の新設が少なかったため、計上額が減少しているものでございます。

次に、52、53ページの1款1項2目11節工事請負費の市道尾田蒔498号線外配水管撤去工事につい

てですが、これは配水管の布設替えにより不用となった石綿管を撤去するものでございます。漏水が多発したため、さきの11月議会において補正予算として計上し、現在施工中の市道尾田蒔498号線外配水管布設替工事では、工期的な都合により布設工事のみを実施していることから、残工事となる撤去工事を来年度予算に計上したものです。

最後に、54、55ページの1款1項4目1節土地購入費の施設用地購入費についてですが、これは新三沢送水ポンプ場の用地購入費として計上したものです。新三沢送水ポンプ場は、橋立浄水場の浄水を皆野町三沢地区方面へ送水するためのポンプ場で、広域化基本計画に基づいて整備する施設でございます。建設場所は、秩父市栃谷付近を想定しておりますけれども、詳細につきましては、新三沢ポンプ場設計業務委託の中で候補地の選定も行う予定としております。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 3番、黒澤秀之議員。

**3番（黒澤秀之議員）** ありがとうございます。追加の質問、再質問させていただければと思います。

まず、水道料金等の包括業務委託については、工事管理業務を新たに付加するというような話も今答弁であったような気がするのですけれども、それは緊急漏水修繕とか、その辺も含めたものなのか、その辺をもう少しお聞かせいただければと思います。

それから、それに絡めてになるのかもしれないのですけれども、緊急漏水修繕は、皆野、長瀬管内でかなり増えているという答弁でありましたが、この緊急漏水修繕については、皆野、長瀬管内は水道屋さんがほとんどもういなくなっているという状況を私も聞いておまして、ただ一方でこうやって予算を増額するということになる、その緊急漏水修繕については、秩父市ないしは小鹿野町、横瀬町、皆野、長瀬管内以外の業者さんが緊急漏水修繕をやるのかなというふうに思うわけなのですけれども、その辺の関係性ですね、要は皆野、長瀬管内に水道屋さんがほぼいなくなっているというようにお話も聞いておりますので、緊急漏水修繕については水道局が単独で修繕することはもう不可能な状況であると思っておりますので、これはやはり水道組合さんをお願いせざるを得ない状況、365日ですね、いう中で、先ほどあった水道料金等の包括業務委託の中で、工事管理業務がこれに含まれるのかどうかも含めてお聞かせいただければと思います。

**議長（浅海 忠議員）** 経営企画課長。

**古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長** 3番、黒澤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

包括業務委託の中に給水装置管理業務委託と指定工事店等の事業者、これの受付業務が追加になるというお話をさせていただきましたが、漏水修繕の内容については含まれておりません。今回給水装置工事管理業務の中身としますと、それぞれ指定工事店、指定給水装置工事事業者が給水工事の新規の申込みと、先ほどの山中議員の一般質問でありましたが、改修をするための申請等含めた手続を、現在一部職員が確認をさせていただいていますが、その業務を全て包括業務をお願いする

という内容、それと指定給水装置工事事業者、更新手続きがございます。このたび水道法が変わりまして、5年に1度内容になると思うのですが、そちらの内容の再度申請をいただきまして、再認定をするための業務の内容を包括業務に加えた内容ということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**議長（浅海 忠議員）** 皆野・長瀬事務所長。

**井上昌行皆野・長瀬事務所長** 黒澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、皆野、長瀬管内で漏水が増加しているということでございますが、過去5年間におきまして、平成30年度から100件を超え、今現在でも97件の件数になっております。主な漏水の要因といたしましては、昭和の時代に布設したポリエチレンパイプ、これが漏水のほとんどを占めておりまして、現在は2層管になっておりますが、この頃は1層管でありまして粘り気もなく、かなり老朽化している状態で頻繁に漏水が起きている状態です。

それから、皆野、長瀬管内に水道工事店がほとんどいないというようなお話ですが、現在管工事組合に登録している指定工事店は2者でございます。そのほか土木の登録をしている、皆野、長瀬に本店を置く業者、合計16店で漏水の当番を週替わりにしてもらっております。漏水が発生すると当番表から順次連絡し、断られる状態のときもありますが、何回かまた別の業者等も連絡して、何とか皆野、長瀬管内の業者で修理はできている状態です。

以上です。

**議長（浅海 忠議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

**2番（山中 進議員）** 2番、日本共産党、山中進です。この水道局の予算なのですけれども、やはりまだ小鹿野地域では高料金、それから非常に上がったということで不安を抱えている中で進められようとしている。それから、一体幾らかかるか分からないというような、小鹿野に送る配水事業

ですね、それらも含めて小鹿野町では、自分のところのあるものを整備すれば安くできるのではないかというような希望的観測もある中で、これ進めるということは、本当に始めていいのかという、やっぱり一度立ち止まってみる必要もあるし、私も聞きましたけれども、その進捗状況が76%もいっているという中で、今現在どのような形で進められているのか分からないというのが現実であります。そういうのをきちんとやっぱり一つ一つ解明しながら、そして皆さんが安心して使える水、安心して飲む水、安い水ですね、目の前を川が流れているのに何で高い水を飲むのだらうと、先ほども誰か言っていましたけれども、そういう水ではなくて、本当に秩父の安全、安心な水をやっぱり供給するための事業ですので、ぜひこの辺は理解していただいて、私は本予算に対して反対いたします。

議長（浅海 忠議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（浅海 忠議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第5号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更についてご説明申し上げます。



埼玉県市町村総合事務組合の加入団体である埼玉県都市競艇組合の埼玉県都市ボートレース企業団への名称変更に伴い、同組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めることから、同法第290条の規定により提案するものでございます。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（浅海 忠議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（浅海 忠議員）** 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

#### ○会期の変更

**議長（浅海 忠議員）** お諮りいたします。

今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（浅海 忠議員）** ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決しました。

○理事の退任挨拶

議長（浅海 忠議員） ここで4月に任期満了で退任されます石木戸皆野町長にご挨拶をいただきたいと思います。

（石木戸道也理事登壇）

石木戸道也理事 議長のご指名でございますので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

3日間も会期を取っての議会でございますけれども、名議長の議事進行ぶり、そして議場の皆様のご協力をいただきまして、1日で、しかもまだ1時間半も残しまして議了ができました。本当におめでとうございました。

実は私も昭和20年2月18日生まれでございます、昭和59年2月13日告示の皆野町議会議員の選挙に初出馬をさせていただき、あの当時は町村も1週間の選挙期間でありました。18日の誕生日で、翌19日が投開票でございます、38歳で立候補させていただき、39歳で当選をさせていただきました。それ以来、議員を6期22年、そして平成18年から町長としてお世話になることになりました。

一番最初に広域議会の議員にお世話になりましたのが、平成4年3月だったように記憶をしておりますけれども、この時代は1市5町3か村でございます、理事の方々だけでも9人もおられましたし、議場も大変にぎやかでございます。大滝のほうで山口芳夫さんとか、荒川の井上巧雄村長さん、横瀬では富田町長のお父さんとか、そんなふうにして本当に理事の皆さん方も大勢の方がおられました。秩父市は、たしか内田市長が管理者だったように記憶をしております。私も平成4年3月から5年3月まで広域の議員をお世話になりましたし、2回目が平成12年3月から13年3月までお世話になることができました。そして、そのとき副議長もお世話になったのですけれども、秩父市議会議員でありました内田修司さんが議長で、副議長をお世話になったことを思い出しております。

18年の町長選挙の折に、秩父市を中心にした広域合併をさせてほしいということで住民投票までの結果、秩父市と一緒にしろというのが一番多かったのですけれども、議会の議決が残念ながら長瀬町との合併をとということになってしまいまして、その長瀬町との合併もできず、そして秩父市との合併もできなかったわけでございます。

いろいろ思い出しますと多くのことがあったわけですが、今日もいろいろ質問も出しましたが、水道事業であるとか、あるいは今度はし尿処理の事業だとか、地域住民が人口が減っていく中で多くのことに、負託にこたえられておる議会でありまして、本当に頼もしく思っておるところでございます。特に中心市の秩父市におきましては、迷惑施設で、なくてはならない施設ですが、斎場であるとかごみ処理であるとか、あるいは埋立てであるとか、そういうことを引き受けていただいておりますことに本当にありがたく御礼申し上げたいと思いますし、秩父市の議員の方々にも、私からも御礼を申し上げたいと思います。4月22日が満了で、いつまでもするのはいか

がなものかというようなことで、後進に道を譲ることにいたしました。一地域住民として、これからもできる協力は惜しまないつもりであります。

どうか皆さん方、秩父地域全般のために、そしてまたそれぞれの議会の、そしてまたそれぞれ皆さん方のご健勝でご活躍されますように心からご祈念を申し上げます。ここにお集まりいただいている全ての方々に感謝を申し上げまして、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長（浅海 忠議員） ありがとうございました。

○閉会の宣告

議長（浅海 忠議員） これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時34分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月16日

議 長 浅 海 忠

署名議員 山 中 進

署名議員 黒 澤 秀 之

署名議員 赤 岩 秀 文